

## 民法（債権関係）の改正に関する論点の検討(4)

## 目次

第1	消滅時効	1
1	時効期間と起算点	1
	(1) 職業別の短期消滅時効（民法第170条から第174条まで）の廃止	1
	(2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点	5
	(3) 定期金債権の消滅時効（民法第168条）	8
	(4) 判決等で確定した権利の消滅時効（民法第174条の2）	10
	(5) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効	11
	(6) 預金債権等に関する特則の要否	14
	(7) 合意による時効期間等の変更	16
2	時効障害事由	19
	(1) 時効の更新事由	19
	(2) 時効期間の進行停止という障害事由の要否	23
	(3) 時効の停止事由	25
	(4) 当事者間の交渉・協議による時効障害	27
	(5) その他	29
3	時効の効果	33
	(1) 時効の援用等	33
	(2) 債務者以外の者に対する効果（援用権者）	35
	(3) 時効の利益の放棄等	36
4	形成権の期間制限	38
5	その他	42
	(1) その他の財産権の消滅時効	42
	(2) 取得時効への影響	42
第2	債権の目的	43
1	債権の目的（民法第399条）	43
2	特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条）	44
	(1) 特定物の引渡しの場合の注意義務	44
	(2) 贈与者の保存義務の特則	46
3	種類債権の目的物の品質（民法第401条第1項）	47
4	種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項）	48
	(1) 種類債権の目的物の特定	48

(2) 種類物贈与の特定に関する特則 .....	50
5 法定利率（民法第404条） .....	51
(1) 利率の見直しと変動制の導入の要否 .....	51
(2) 中間利息控除 .....	57
(3) 利息の定義 .....	59
6 選択債権 .....	60
別紙 比較法資料 .....	63
〔国際物品売買契約に関する国際連合条約〕 .....	63
〔ドイツ〕 .....	63
〔フランス〕 .....	64
〔イタリア〕 .....	65
〔ヨーロッパ契約法原則〕 .....	65
〔アメリカ統一商事法典〕 .....	65
〔ユニドロワ国際商事契約原則〕 .....	66
〔共通欧州売買法に関する欧州議会および理事会規則へ向けた提案〕 .....	66
〔利率推移一覧表〕 .....	67

※本資料の比較法部分は、以下の翻訳・調査による。

- ヨーロッパ契約法原則  
    オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編，潮見佳男 中田邦博 松岡久和監訳「ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ」（法律文化社・2006年）
- ユニドロワ国際商事契約原則2010  
    <http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/translations/blackletter2010-japanese.pdf>（内田貴＝曾野裕夫＝森下哲朗訳）
- ドイツ民法・ドイツ商法・フランス民法・フランス通貨金融法典・フランス商法・イタリア民法・アメリカ統一商事法典・共通欧州売買法に関する欧州議会および理事会規則へ向けた提案  
    内田貴 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与，石川博康 東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員，石田京子 早稲田大学法務研究科助教・法務省民事局参事官室調査員，大澤彩 法政大学法学部准教授・法務省民事局参事官室調査員，角田美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員，幡野弘樹 立教大学法学部准教授・前法務省民事局参事官室調査員

また、「立法例」という際には、上記モデル法も含むものとする

## 第1 消滅時効

### 1 時効期間と起算点

(1) 職業別の短期消滅時効（民法第170条から第174条まで）の廃止

ア 民法第170条から第174条までの規定（短期消滅時効）は、削除するものとしてはどうか。

イ 民法第170条から第174条までの規定を削除するとした場合に、職業別の区分に代わる新たな短期の消滅時効を設けるかどうかについては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 一定の債権を対象とする新たな短期の消滅時効は設けないものとする。

【乙案】 元本が一定の額に満たない債権について、短期（例えば、権利を行使することができる時から2年間）の消滅時効を設けるものとする。

【丙案】 消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権について、短期（例えば、弁済期から3年間）の消滅時効を設けるものとする。

○中間的な論点整理第36, 1(2)ア [111頁 (276頁)]

ア 短期消滅時効制度について

短期消滅時効制度については、時効期間が職業別に細かく区分されていることに対して、理論的にも実務的にも様々な問題が指摘されていることを踏まえ、見直しに伴う実務上の様々な影響に留意しつつ、職業に応じた区分（民法第170条から第174条まで）を廃止する方向で、更に検討してはどうか。

その際には、現在は短期消滅時効の対象とされている一定の債権など、比較的短期の時効期間を定めるのが適当であると考えられるものを、どのように取り扱うべきであるかが問題となる。この点について、特別な対応は不要であるとする考え方がある一方で、①一定の債権を対象として比較的短期の時効期間を定めるべき必要性は、原則的な時効期間の短期化（前記(1)参照）によって相当程度吸収することができる（時効期間を単純化・統一化するメリットの方が大きい）とする考え方と、②職業別の区分によらない新たな短期消滅時効として、元本が一定額に満たない少額の債権を対象として短期の時効期間を設けるとする考え方などがあることを踏まえ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(1) [3頁]】

《参考・現行条文》

（三年の短期消滅時効）

第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第

二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

- 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権
- 第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。
- (二年の短期消滅時効)
- 第172条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。
- 第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。
- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権
- (一年の短期消滅時効)
- 第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。
- 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

(補足説明)

1 民法に定められている短期消滅時効制度(同法第170条から第174条まで)は、時効期間が職業別に細かく区分されていることに対して、理論的にも実務的にも様々な問題が指摘されている。

理論的な問題点としては、具体的に列挙された債権とそれ以外の債権との間に合理的な区別が疑問であることが指摘されている。例えば、民法第170条では、医師、助産師や薬剤師が規定され、同法第172条では弁護士や公証人が規定されているところ、仮にこれらに近接する職業(例えば、あん摩マッサージ指圧師、司法書士など)には適用がないと解する場合には、その時効期間は原則どおり10年となるが、こうした時効期間の取扱いについて合理的な理由があるのか疑問であるとの指摘がされている。また、短期消滅時効にかかるものとして列挙されている債権の間でも、例えば、弁護士の職務に関して受け取った書類に関する責任については3年(民法第171条)とする一方、弁護士の職務に関する債権について2年(同法第172条)としていることに、合理的な理由があるのか問題

とされている。

また、実務的な問題点としては、債権ごとに短期消滅時効の該当性を確認する必要がある点で煩瑣であることや、短期消滅時効の規定の適用があるのか否かが不明確であるケースが少なくないという問題が指摘されている。

2 短期消滅時効の該当性をめぐって争われた事例に関して、以下のような最高裁の判例があるが、ここで示されている結論に対しては、いずれも合理性がないという立法論的な批判があり得る。

① 民法第173条第1号の該当性が問題とされた事例

- ・ 農業協同組合は営利を目的としてはならないことから商人とはいえず、民法第173条第1号の「卸売商人」とはいえないとして、農業協同組合の有する販売代金債権には同号の規定は適用されないとした（最判昭和37年7月6日民集16巻7号1469頁）。
- ・ 日本電信電話公社は公共企業体であり営利を目的としないから民法第173条第1号の「卸売商人」にも「小売商人」にも該当しないとして、日本電信電話公社が有する電話番号簿掲載の広告料債権には同号の規定が適用されないとする原審の判断を維持した（最判昭和51年12月17日民集30巻11号1052頁）。この判決には、同号にいう「卸売商人」等とは商品の売却又はこれに類する取引行為を定型的、反覆的、継続的に行う者を指し、必ずしも商法上の商人であることを要せず、公共企業体であつてもこれに該当し得るとする反対意見が付されている。

② 民法第173条第2号の該当性が問題とされた事例

- ・ （平成16年改正前の）民法第173条第2号の「居職人」には近代工業的な機械設備を備えた製造業者は含まれないとして、「資本金4480万円で従業員230名を擁し、高度な印刷技術を要する高級印刷物の印刷販売を目的とする相当規模の会社」には、同号の規定が適用されないとした（最判昭和44年10月7日民集23巻10号1753頁）。

③ 民法第174条第5号の該当性が問題とされた事例

- ・ 民法第174条第5号の動産の損料とは、貸寝具、貸衣裳、貸本、貸葬具、あるいは貸ボート等のような極めて短期の動産賃貸借に基づく賃料をいうものであり、土木建設用の重機械が、営業のため、数か月にわたり賃貸された事例には適用されないとした（最判昭和46年11月19日民集25巻8号1331頁）。

3 以上のように、時効期間を職業別に細かく区分している短期消滅時効制度（民法第170条から第174条まで）は、制度の合理性がなく、実際上も支障を生じており、現在の消滅時効制度が抱えている理論上・実務上の最大の問題点であるといえることができる。このこと自体に対しては、部会のこれまでの議論においても異論は見られない。他方、このような短期消滅時効制度が廃止されるか否かは、消滅時効制度の見直しに関する以下の議論に対して、大きな影響を及ぼし得る事項であるため、この点を先決問題としなければ、以下の議論においては短期

消滅時効制度が廃止されるか否かの場合分けをせざるを得なくなる。このような議論の進め方は、中間試案の取りまとめを目指す第2ステージの議論を混乱させるおそれがある。さらに、実際の立法提案を見ても、職業別の短期消滅時効制度を廃止することと離れて、原則的な時効期間について見直しの必要があるという議論を展開するものは見当たらない。

そこで、消滅時効制度の見直しの議論を始めるに当たっては、このような短期消滅時効制度を廃止するかどうかをまず取り上げ、改めてその廃止について異論がないことを確認し、それを前提とした上で、以下の諸論点についての議論をより深めていくべきである。本文アは、このような考慮に基づき民法第170条から第174条までを削除することを、議論の冒頭で提案するものである。

- 4 次に、民法第170条から第174条までを削除することとした場合に、現在はこれらの規定が適用されている一定の債権など、比較的短期の時効期間を定めるのが適当であると考えられるものを、どのように取り扱うべきかが問題となる。本文イは、この問題を取り上げるものである。一定の債権についての特別な取扱いの要否については、原則的な時効期間（後記(2)参照）との関係で議論する必要があり、また、合意による時効期間等の変更のルールを明確化するかどうか（後記(6)参照）とも関連すると考えられるが、他方、現在の短期消滅時効制度の廃止とも関係するので、中間的な論点整理の記載に沿ってここで取り上げる。

#### (1) 甲案

一定の債権を対象として比較的短期の時効期間を定めるべき必要性は、原則的な時効期間の短期化（後記(2)参照）が図られるのであれば、これによって相当程度吸収することができるので、新たに特別な取扱いを設けるよりも時効期間を単純化・統一化するメリットを重視すべきであるという考え方があり得る。本文イの甲案は、このような考え方に基づくものである。この案は、原則的な時効期間が短期化されることを前提とするので、その議論と関連付けて検討を進める必要がある。この点について、第12回会議において、原則的な時効期間を3年とするか5年とするかによって、比較的短期の時効期間を特別に設ける必要性が大きく異なってくることに留意すべきであるという指摘があった。

#### (2) 乙案

本文イの乙案は、一定の少額債権を対象として、新たな短期の消滅時効を設けるという考え方を取り上げたものである。もともと現在の短期消滅時効制度が設けられた趣旨は、その対象とされた債権が、日常頻繁に生ずる上に額も多くないことを常とし、かつ、受取証書も交付されないことが多く、また、交付されても長期間保存されないのが通例であることから、短期の消滅時効を設けて法律関係を確定し、紛争の発生を防ぐ必要があるためなどと説明されている。一定の少額債権を対象とするという考え方は、このような従来の短期消滅時効制度の趣旨に沿うものであると考えられる。もっとも、第12回会議においては、このような考え方は、基準は明確であるものの、債権を複数に分けたり、

複数の債権をまとめたりすることによって恣意的に金額を操作することができるとの難点の指摘があった。また、この考え方では、一定の金額については政令又は法務省令で定めることが想定されているところ（参考資料2 [研究会試案]・135頁）、その金額を具体的にどのように算定するかは困難な問題であるが、この点はなお検討課題として残されている。

### (3) 丙案

本文イの丙案は、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権を対象として、新たな短期の消滅時効を設けるという考え方を取り上げたものである。この考え方も、現在の短期消滅時効制度を廃止することに伴い、時効期間を5年に短期化することと併せて提案されており、時効期間の長期化の回避をその趣旨の一つとするものである（参考資料3 [時効研究会試案]・313頁）。これに対して、第12回会議においては、金額が大きい不動産や耐久消費財の対価については、消費者であっても領収書を長期間保存する必要性は容易に認識可能である一方で、多額の債権の債権者にとって短期間で債権が時効消滅することは酷であること、相手が事業者であるか消費者であるかによって債権管理を異にするのは時効管理が複雑化することなどから、消費者に対する債権を一律に短期化することは合理的ではないとの指摘があった。

## (2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

債権の消滅時効における時効期間と起算点の原則について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第166条第1項参照）を維持した上で、時効期間を比較的短期（例えば5年間）とする。

【乙案】 債権者の認識等の主観的事実を考慮した起算点（主観的起算点）から始まる[3年/4年/5年]という短期の時効期間と、「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第166条第1項参照）から始まる長期（例えば10年間）の時効期間とを併置するものとする。

○中間的な論点整理第36, 1(1) [110頁(275頁)]

債権の原則的な時効期間は10年である（民法第167条第1項）が、その例外として、時効期間を職業別に細かく区分している短期消滅時効制度（同法第170条から第174条まで）や商事消滅時効（商法第522条）などがあるため、実際に原則的な時効期間が適用されている債権の種類は、貸付債権、債務不履行に基づく損害賠償債権などのうち商事消滅時効の適用されないものや、不当利得返還債権などがその主要な例となる。しかし、短期消滅時効制度については、後記(2)アの問題点が指摘されており、この問題への対応として短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図ることとする場合には、原則的な時効期間が適用

される債権の範囲が拡大することとなる。そこで、短期消滅時効制度の廃止を含む見直しの検討状況（後記(2)ア参照）を踏まえ、債権の原則的な時効期間が実際に適用される債権の範囲に留意しつつ、その時効期間の見直しの要否について、更に検討してはどうか。

具体的には、債権の原則的な時効期間を5年ないし3年に短期化すべきであるという考え方が示されているが、これに対しては、短期化の必要性を疑問視する指摘や、商事消滅時効の5年を下回るのは実務上の支障が大きいとの指摘がある。また、時効期間の長短は、起算点の定め方（後記(3)）と関連付けて検討する必要がある。また、時効期間の進行の阻止が容易かどうかという点で時効障害事由の定め方（後記2）とも密接に関わることに留意すべきであるとの指摘もある。そこで、これらの指摘を踏まえつつ、債権の原則的な時効期間を短期化すべきであるという上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(2) [5頁]】

○中間的な論点整理第36, 1(3) [113頁 (279頁)]

時効期間の起算点に関しては、時効期間に関する検討（前記1(1)(2)参照）を踏まえつつ、債権者の認識や権利行使の期待可能性といった主観的事情を考慮する起算点（主観的起算点）を導入するかどうかや、導入するとした場合における客観的起算点からの時効期間との関係について、実務に与える影響に留意しつつ、更に検討してはどうか。

また、「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という客観的起算点についても、債権の種類や発生原因等によって必ずしも明確とは言えず、紛争が少なくないとの指摘があることから、一定の類型ごとに規定内容の明確化を図ることの要否及びその内容について、検討してはどうか。

さらに、預金債権等に関して、債権に関する記録の作成・保存が債務者（銀行等）に求められていることや、預けておくこと自体も寄託者としての権利行使と見ることができることなどを理由に、起算点に関する例外的な取扱いを設けるべきであるとする考え方の当否について、預金債権等に限ってそのような法的義務が課されていることはないとの指摘があることも踏まえ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(4) [13頁], 同（関連論点） [15頁]】

《参考・現行条文》

（消滅時効の進行等）

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 （略）

（債権等の消滅時効）

第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 （略）

(補足説明)

- 1 民法第170条から第174条までの短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図る場合には、これまで1～3年の時効期間の適用を受けていた債権も含めて原則的な時効期間の適用を受けることとなる。そのため、債権の原則的な時効期間を10年(同法第167条第1項)のままとすると、多くの事例において時効期間が大幅に長期化する結果となる。これを避ける観点から、一定の債権を対象として新たな短期の消滅時効を設けるかどうか議論されているが(前記(1)イ参照)、それとも関連しつつ、原則的な時効期間について一定の短期化を図るかどうか問題となり、起算点も含めた見直しをする案も含めて議論がされている。
- 2 本文の甲案は、「権利を行使することができる時」を起算点とする民法第166条第1項を維持しつつ、時効期間について現在の10年間(同法第167条第1項)よりも短期(例えば5年間)とすることを提案するものである。5年間という時効期間は、商行為によって生じた債権の原則的な時効期間(商法第522条)と一致する。この考え方によると、現在は短期消滅時効の適用がある債権について、時効期間が長期化することとなる関係で、一定の債権を対象として新たな短期の消滅時効を設けるという考え方(前記(1)イの乙案など)と結び付きやすいものと考えられる。
- 3 本文の乙案は、原則的な時効期間を短期化するに当たり、債権者の認識等の主観的事情を考慮した起算点(主観的起算点)によることを提案するものである。比較的短期の時効期間によって債権者の権利行使が否定されることを正当化するためには、債権者に権利行使の機会が実質的に保障されていたといえることが必要であるという考え方に基づく。具体的な起算点の提案としては、「債権発生の原因及び債務者を知った時」とする考え方(参考資料1[検討委員会試案]・198頁)や、「債権者に権利行使を期待することができる時」とする考え方(参考資料3[時効研究会試案]・301頁)などが示されている。このような主観的起算点からの時効期間については、3年、4年又は5年という案が示されている。

また、乙案は、主観的起算点から始まる短期の時効期間とともに、「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)を起算点とする長期の時効期間(例えば10年間)を組み合わせることを提案するものである。主観的起算点の要件が満たされない限りいつまでも時効が完成しないこととなるのは適当でないという考慮に基づく。主観的起算点からの短期の時効期間と客観的起算点からの長期の時効期間を組み合わせるのは、民法第724条において不法行為の時から20年という期間制限が設けられている趣旨と同様である。この関係で、乙案を提案する立場からは、後記(5)の不法行為等による損害賠償請求権の期間制限(民法第724条)を削除して統一化を図ることを併せて提案するものもある。

主観的起算点に関して、第12回会議においては、起算点がいつであるかについての判断が難しくなるのではないかと懸念が示された。これに対しては、現在でも不法行為に基づく損害賠償請求権について債権者の認識を要件とした起算

点で運用されているのに、特段の問題を生じていないことから、契約に基づく債権などについても主観的な要素を取り込んだ起算点を設けることに支障はないとの指摘があった。

- 4 諸外国における時効期間や起算点の見直しの動きをみると、ドイツでは、時効期間を短期化することと併せて、起算点をそれまでの請求権発生時ではなく、債権者の認識可能性を考慮するものに変更された。これは、債権者が請求権について認識する前に時効が完成してしまうことを防止するためであるとされている。他方、請求権発生時（損害賠償請求権については、損害惹起行為時）を起算点とする長期の時効期間（期間は10年が原則。ただし、生命や自由などが侵害された場合の損害賠償請求権については30年）が併置されている。これは、主観的要件が満たされない限り時効が永久に完成しないおそれがあることに対応したものであるとされている。フランスにおいては、時効の起算点を「権利の行使を可能とする事実を知り、または知るべきであった時」とし、時効期間を短期化する一方で、起算点については当事者の主観を考慮したものであるとしている。他方で「債務を発生させる行為の時」から10年間（人身損害などについては30年間）という上限期間が設けられたが、それは起算点の柔軟化による弊害を緩和するためのものとされている。
- 5 このほか、第12回会議においては、「権利を行使することができる時」という起算点（民法第166条第1項）に関して、債権の種類や発生原因等によっては必ずしも明確とは言えず、紛争が少なくないとして、債権の一定の類型ごとに規定内容の明確化を図ることの要否及びその内容について検討すべきであるとの指摘があったが、具体的な類型化が容易でないことから、本文では取り上げていない。
- 6 なお、民法第169条（定期給付債権の短期消滅時効）については、職業別の区分によるものではないので、前記(1)（職業別の短期消滅時効の廃止）では取り上げなかったが、原則的な時効期間に関する検討の結果、5年かそれよりも短い時効期間を定めることとなる場合には、同条の規定も削除するのが適当であると考えられる。

### (3) 定期金債権の消滅時効（民法第168条）

ア 定期金債権に関する消滅時効の規定（民法第168条）のうち、「最後の弁済期から10年間行使しないとき」について定める同条第1項後段は、削除するものとしてはどうか。

イ 「第1回の弁済期から20年間行使しないとき」について定める同条第1項前段については、以下のような修正をするという考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 支分権である定期給付債権の最後の弁済がされた時（一度も弁済されていない場合には第1回の弁済期）から一定の長期の期間（例えば10年間）行使しないときとする。

【乙案】 支分権である定期給付債権（すでに弁済されたものを除く。）の最初の弁済期から一定の長期の期間（例えば10年間）行使しないときとする。

○中間的な論点整理第36, 1(2)イ [112頁 (277頁)]

定期金債権の消滅時効に関しては、長期に及び定期的な給付をする債務を負担する者が、未発生の定期給付債権（支分権）がある限り消滅時効の利益を受けられないという不都合を避けるために、例外的な取扱いが規定されている（民法第168条）。その趣旨を維持する必要があることを踏まえつつ、消滅時効期間を「第1回の弁済期から20年」としているのを改め、各定期給付債権の弁済期から10年とする案や定期給付債権が最後に弁済された時から10年とする案などを対象として、規定の見直しの要否について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(3)ア [9頁]】

《参考・現行条文》

（定期金債権の消滅時効）

第168条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

（補足説明）

- 1 年金債権のように、一定額の金銭などを定期的に給付させることを目的とする債権（定期金債権）について、民法第168条は、第1回目の弁済期から20年間又は最後の弁済期から10年間行使しないときに消滅するとして、消滅時効の原則的な時効期間及び起算点に関する例外を定めている。これは、定期に発生する支分権について権利行使が全くされないときでも、基本権である定期金債権がいつまでも時効にかからず、支分権が発生し続けるのは適当でないという考慮に基づくものとされる。
- 2 民法第168条のうち、「最後の弁済期から10年間行使しないとき」について定める同条第1項後段に対しては、①最後の弁済期が到来して支分権が全て発生することにより基本権である定期金債権は存在意義を失っていることや、②この規定がなくても、弁済期から5年間（同法第169条）又は10年間（同法167条第1項）の経過により毎期の定期給付債権（支分権）は消滅することなどが指摘され、無意味な規定であると解されている。本文アは、このような理解に基づいて、民法第168条第1項後段の規定を削除することを提案するものである。
- 3 他方、「第1回の弁済期から20年間行使しないとき」について定める民法第168条第1項前段は、一度も支払がされなかった場合には条文の文言どおり第1

回の弁済期から20年間を意味するが、数回の支払がされた後に支払がされなくなったときは、各回の支払毎に定期金債権（基本権）の承認があったとして時効の中断を生ずるため、実質的には最後の支払の時から20年間を意味することになると解されている（A説）。これに対して、「第1回の弁済期」とは、弁済されていない支分権のうち最も古いものの弁済期を意味すると解する立場もある（B説）。いずれにしても、同項前段の規定は不明確であり、改正が必要であると考えられる。

まず、本文イの甲案は、支分権である定期給付債権が最後に弁済された時（一度も弁済されない場合には第1回の弁済期）を起算点とすることを提案するものであり、上記A説の立場からこれを明文化しようとするものである。他方、本文イの乙案は、支分権である定期給付債権のうちまだ弁済されていないものの最初の弁済期を起算点とすることを提案するものであり、上記B説の立場からこれを明文化しようとするものである。いずれの案からも、その場合の時効期間については、基本権である定期金債権の消滅という重い効果を認めるものであることから、ある程度の長期の期間（例えば10年間）を定めることが考えられる。

- 4 以上のほか、立法提案の中には、民法第168条第1項の時効が完成した場合の効果について、基本権たる定期金債権について時効が完成するのではなく、支分権である定期給付債権について未発生の将来分も含めて時効が完成するとしているものがある（参考資料1 [検討委員会試案]・202頁）。これは、この提案が消滅時効の効果に関して履行拒絶権構成を（両論併記の一方の案として）採っていることと関係すると見られるので、差し当たり補足説明に記載するにとどめ、本文では取り上げなかった。

#### (4) 判決等で確定した権利の消滅時効（民法第174条の2）

確定判決等によって確定した権利の消滅時効については、新たな短期の消滅時効の要否（前記(1)イ参照）や原則的な時効期間と起算点の見直し（前記(2)参照）にかかわらず、現在と同様に、時効期間を一定の長期の期間（例えば10年）とする特則を維持することとしてはどうか。

○中間的な論点整理第36, 1(2)ウ [112頁 (277頁)]

確定判決等によって確定した権利は、高度の確実性をもって確定されたものであり、その後も時効完成を阻止するために短期間のうちに権利行使することを求めるのは適当でないことなどから、短期の時効期間に対する例外規定が設けられている（民法第174条の2）。この規定に関しては、短期消滅時効制度の見直しや原則的な時効期間に関する検討（前記1(1)(2)ア参照）を踏まえつつ、現在と同様に、短期の時効期間に対する例外的な取扱いを定める方向で、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(3)イ [10頁]】

《参考・現行条文》

(判決で確定した権利の消滅時効)

第174条の2 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(補足説明)

確定判決や確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、その権利が短期消滅時効の対象とされているものであったとしても、確定後の時効期間は、原則的な時効期間である10年とされている(民法第174条の2第1項)。このような特則に関しては、第12回会議において、原則的な時効期間の短期化を図るべきであるとの立場からも、判決等で確定した権利については時効期間の長さを例外的に長期間とすべきであるとの考え方に対して、特段の異論は示されなかった。

#### (5) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効

ア 原則的な時効期間と起算点(前記(2)参照)における検討結果に依存する論点であるが、その【甲案】を採る場合には、不法行為による損害賠償請求権の期間制限に関する民法第724条を維持した上で、同条後段の20年という期間制限については、これが時効を定めるものであることを明確化することとしてはどうか。他方、【乙案】を採る場合には、必要に応じて同条を削除することも含めて検討してはどうか。

イ 不法行為による損害賠償請求権に限らず、生命、身体等の損害による損害賠償請求権に関しては、その時効期間を民法第724条が定めるところよりも長期の期間(例えば、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年/30年)とする特則を設けることとしてはどうか。

その場合に、特則の対象となる損害の範囲については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 生命・身体の侵害のほか、これらに類するもの(例えば、身体  
の自由)の侵害を対象とする

【乙案】 生命・身体の侵害のほか、名誉その他の人格的利益の侵害を対  
象とする

○中間的な論点整理第36, 1(2)エ [112頁(278頁)]

不法行為による損害賠償請求権の期間制限に関しては、債権一般の消滅時効に関

する見直しを踏まえ、債務不履行に基づく損害賠償請求権と異なる取扱いをする必要性の有無に留意しつつ、現在のような特則（民法第724条）を廃止することの当否について、更に検討してはどうか。また、不法行為の時から20年という期間制限（同条後段）に関して、判例は除斥期間としているが、このような客観的起算点からの長期の期間制限を存置する場合には、これが時効であることを明確にする方向で、更に検討してはどうか。

他方、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権に関しては、債権者（被害者）を特に保護する必要性が高いことを踏まえ、債権一般の原則的な時効期間の見直しにかかわらず、現在の不法行為による損害賠償請求権よりも時効期間を長期とする特則を設ける方向で、更に検討してはどうか。その際、特則の対象範囲や期間については、生命及び身体等の侵害を中心としつつ、それと同等に取り扱うべきものの有無や内容、被侵害利益とは異なる観点（例えば、加害者の主観的態様）からの限定の要否等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2、2(3)ウ [11頁]、  
同（関連論点）1 [12頁]、同（関連論点）2 [13頁]】

《参考・現行条文》

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（補足説明）

1 債権の消滅時効の時効期間は権利を行使することができる時から10年が原則とされているのに対し（民法第166条第1項、第167条第1項）、不法行為によって生じた損害賠償の請求権については、①被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時という主観的起算点から3年間行使しないときは、時効によって消滅し（同法第724条前段）、②不法行為の時という客観的起算点から20年間行使しないときも、同様とするとされている（同条後段）。

しかし、請求権が競合する場面を想定すると、債務不履行責任に基づく損害賠償請求権と構成するのか、不法行為に基づく損害賠償請求権と構成するのかという法的構成の違いによって、消滅時効の規律が異なるのは不合理ではないかとの指摘がある。このような問題意識を踏まえると、不法行為による損害賠償請求権のみに適用される特則を設けず、統一的な時効制度によることが一つの望ましい形であるとも考えられる。もっとも、現在の民法第724条については、①主観的起算点から短期の期間制限（同条第1項）と②客観的起算点から長期の期間制限（同条第2項）とを組み合わせるという構造に関して特段の問題点は指摘されていない。このため、上記の問題意識に基づく時効制度の統一化を図ることが可

能かどうかは、債権一般に適用される原則的な時効期間及び起算点(前記(2)参照)について、債権一般の規律が現在の民法第724条と同じ構造(前記(2)の乙案)に改められるか否かに依存することとなる。

- 2 以上のような理解を前提に、本文アでは、前記(2)の原則的な時効期間及び起算点において、①主観的起算点から短期の時効期間と②客観的起算点から長期の時効期間とを組み合わせる案(乙案)を採る場合には、その時効期間の長さにもよるが、民法第724条を削除して時効制度の統一化を図ることも含めた検討を行うことを提案している。

他方、前記(2)の原則的な時効期間及び起算点において、現行法と同様に客観的起算点からの時効期間のみを定める案(甲案)を採る場合には、民法第724条は引き続き存置することとなる。しかし、その場合であっても、不法行為の時から20年という同条後段の期間制限については、判例は除斥期間を定めたものであるとしているところ、除斥期間とすると時効の場合のような中断や停止が認められないなど、被害者救済の観点から問題があるとの指摘があり、判例も停止に関する規定の法意を援用して例外的な救済を導いている。そこで、本文アでは、上記甲案を採る場合には、同条後段の期間制限も時効を定めるものであることを明確化することを提案している。

- 3 次に、本文イは、不法行為による損害賠償請求権に限らず、生命や身体といった要保護性が高い法益が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権については、法益の要保護性が高いことや債権者(被害者)に時効の進行を阻止するための行動を求めることが期待しにくいことなどを理由として、債権一般における原則的な時効期間よりも長い期間を定めるべきであるとする考え方を取り上げるものである。この点については、対象とすべき被侵害利益をどのように定めるか等をめぐって議論があるが、このような特則の必要性については第12回会議においても特段の異論がなかった。そこで、本文イの第1パラグラフにおいては、このような長期の時効期間の特則を設けることを提案している。

本文イの第2パラグラフにおいては、この特則の対象とすべき被侵害利益の問題を取り上げたものである。このうち甲案は、この特則を設けるべき必要性は基本的に生命・身体の侵害を中心として論じられていることから、まずは生命・身体の侵害を基本とした上で、それに類すると考えられるものを付加するという枠組みを提案するものである。例えば、身体の自由の侵害は、身体の損傷を伴わないものであってもこれに比肩すべき深刻な被害を及ぼすことが少なくないと考えられることから、これを付加することを例示している。なお、「健康」を挙げる立法提案もあるが、これは「身体」に含まれるものと理解して、ここでは列挙しなかった。他方、乙案は、名誉その他の人格的利益の侵害も広く対象に含めることを提案するものである。なお、第12回会議においては、長期間の例外となる損害賠償請求権の範囲に関し、生命・身体に対する侵害については特則を設ける趣旨が当てはまるもの、それ以外の人格的利益(名誉等)まで含めるのは広すぎるとの指摘があった。

- 4 このほか、本文イの特則を設けることに関しては、対象となる被侵害利益の定め方という問題のほかに、行為の重大性や加害者の主観的な態様などの他の要素によって限定を加えるべきではないかとの指摘があったが、なおその具体的な内容が明らかでないので、本文では取り上げていない。
- 5 諸外国の立法例を見ると、フランスにおいては、人身損害に基づく損害賠償請求権については10年とし、拷問、野蛮行為、暴力又は未成年者に対する性的侵害に基づく損害賠償請求権は20年とする特則（原則的な時効期間は主観的起算点から5年、客観的起算点から20年）が置かれている（部会資料14-2, 42頁参照）。また、ドイツにおいても、生命、身体、健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間に関して、作為、義務違反又はその他損害を惹起する出来事から30年という特則（原則的な時効期間は主観的起算点から3年、客観的起算点から10年）が置かれている（部会資料14-2, 45頁参照）。

#### (6) 預金債権等に関する特則の要否

預金債権等に関して起算点の例外的な取扱いを定める特則については、設けないものとしてはどうか。

○中間的な論点整理第36, 1(3) [113頁(279頁)]

時効期間の起算点に関しては、時効期間に関する検討（前記1(1)(2)参照）を踏まえつつ、債権者の認識や権利行使の期待可能性といった主観的事情を考慮する起算点（主観的起算点）を導入するかどうかや、導入するとした場合における客観的起算点からの時効期間との関係について、実務に与える影響に留意しつつ、更に検討してはどうか。

また、「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という客観的起算点についても、債権の種類や発生原因等によって必ずしも明確とは言えず、紛争が少なくないとの指摘があることから、一定の類型ごとに規定内容の明確化を図ることの要否及びその内容について、検討してはどうか。

さらに、預金債権等に関して、債権に関する記録の作成・保存が債務者（銀行等）に求められていることや、預けておくこと自体も寄託者としての権利行使と見ることができることなどを理由に、起算点に関する例外的な取扱いを設けるべきであるとする考え方の当否について、預金債権等に限ってそのような法的義務が課されていることはないとの指摘があることも踏まえ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(4) [13頁], 同(関連論点) [15頁]】

(補足説明)

法令等により債務者が債権に関する記録を作成し、債権者からの照会に応ずるべきものとされている場合には、消滅時効の起算点の例外として、債務者が債権者に対して、債権の内容を示して時効の進行を開始させる趣旨の通知をした時から時効が進行するものとすべきであるという立法提案がある（参考資料1 [検討委員会試

案]・200頁)。典型的には、預金債権やある種の年金債権などを想定していると考えられるが、預金に関しては、古い判決に、当座預金の事案で、別段の契約がない限り債権者はいつでも払戻しを請求できる地位にあることを理由に（その点では普通預金と共通する）、預金関係の生じた時から時効が進行するとしたものがある（大判明治43年12月13日民録16巻937号等）。上記提案は、この結論が適切でないという問題意識に基づくものと考えられ、この問題意識については、第12回会議においても賛同する意見があった。もっとも、この提案の内容に対しては、第12回会議において、普通預金債権等における債務者（銀行等）に限って照会に応ずべき特別な法的義務が課せられているわけではないことや、債権に関する記録の作成等と弁済の証拠の保管とは異なっており、記録の作成等の義務を根拠として起算点の例外を認めるのは適当でないことなどを指摘して、反対する意見があった。また、この提案内容に対しては、適用対象となる債権の範囲が不明確で、合理的な基準が示されていないこと、記録の作成等の義務を根拠とするのであれば記録の保存期間との関係を考慮する必要があるのに、それが考慮されていないこと等の問題点も指摘されている。これらの指摘を踏まえ、この提案については、本文で取り上げなかった。

預金債権の消滅時効について、判例は、自動継続特約付きの定期預金契約における預金払戻請求権については、自動継続の取扱いがされることがなくなった満期日が到来した時から消滅時効が進行するとしており（最判平成19年4月24日民集61巻3号1073頁）、また当座預金債権については当座勘定契約の終了時から進行するとの見解を採ったものがある（大判昭和10年2月19日民集14巻137頁）。いずれも権利行使について法律上の障害がなくなる時点がいつかという観点からの判断と考えられる。これに対し、普通預金債権についての最上級審判例は見当たらない。学説には、預入れをした日を時効の起算点とするのは合理性がないと指摘して、預金債権のような一定の債権の起算点について特則を設けることを更に検討すべきであるとの考え方があり、このような問題意識については、今日の社会における預金債権の重要性にかんがみ、支持され得るものと考えられる。しかし、普通預金債権の消滅時効の起算点について、判例は確立しておらず、学説上は、預金者にとって銀行に預けていること自体が権利行使であって時効は進行しないという考え方、債務者が利子を元本に組み入れる帳簿上の記録を行うことをもって時効の完成を遅らせる何らかの事由と見るべきだという考え方、預入れや払戻しなど最後の取引の時から時効期間が起算されるとの考え方等をめぐって議論が分かれている。このうち、最後の考え方は、学説上の支持も多いとされ下級審裁判例にも例があるが、定期預金等の場合と同様に、起算点に関する一般原則通りといえるから、あえて特則を置く必要はないとも考えられる。そこで、本文では、預金債権等については一般原則に委ねた上で、その不都合が明らかになった段階で改めて立法的手当てをするという趣旨から、現段階では特則を設けないことを提案している。

(7) 合意による時効期間等の変更

ア 合意によって法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることの可否について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 時効期間を延長する合意〔その他時効の完成を困難にする合意〕は無効とする旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 時効期間を短縮する合意が許容される旨の規定を設けるが、その際に、①弁済期から1年に満たない時効期間の合意は無効とすること、②時効期間の短縮が濫用的に行われることが想定される一定の債権を対象から除外することを併せて規定するものとする。

【丙案】 債権発生の時までに限り、時効期間の延長・短縮や起算点を変更する合意が許容される旨の規定を設けるが、その際に、①合意で定める時効期間は債権を行使することができる時から〔1年／6か月〕以上、10年以下でなければならないこと、②合意で定める起算点は、債権を行使することができる時以後でなければならないことを併せて規定するものとする。

【丁案】 合意による時効期間等の変更に関する規定は設けないものとする。

イ 合意によって法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることが許容される旨の規定を設ける場合において、消費者契約に基づく債権については、法律の規定よりも消費者に不利なもの（例えば、消費者の事業者に対する債権の時効期間を短縮するもの）は無効とする旨の規定を設けるといふ考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第36, 1(4) [113頁(281頁)]

当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることの可否について、現在の解釈論では、時効完成を容易にする方向での合意は許容される等の学説があるものの、必ずしも明確ではない。そこで、合意による時効期間等の変更を原則として許容しつつ、合意の内容や時期等に関する所要の制限を条文上明確にすべきであるという考え方が示されている。このような考え方の当否について、交渉力に劣る当事者への配慮等に留意しながら、更に検討してはどうか。

交渉力に劣る当事者への配慮の在り方として、例えば、消費者概念を民法に取り入れることとする場合には、消費者契約においては法律の規定より消費者に不利となる合意による変更を認めないという特則を設けるべきであるとの考え方がある（後記第62, 2③参照）が、このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 2(5) [15頁]】

《参考・現行条文》

(時効の利益の放棄)

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

消費者契約法第10条 民法，商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し，消費者の権利を制限し，又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて，民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは，無効とする。

(補足説明)

1 民法には，時効期間や起算点に関し，当事者間で法律の規定と異なる合意をした場合の効力について定める規定は，設けられていない。学説は，時効利益の事前放棄を否定する民法第146条と同様の趣旨から，時効期間の延長や時効の中断事由の排斥など，時効の完成を困難にする方向の特約は，一般に無効であるとする一方で，逆に時効期間を短縮するなど，時効の完成を容易にする方向の特約は，特に妨げられないとしてきたと言われる。このうち，時効完成を困難にする方向の特約の効力が否定される理由としては，時効制度は期間の経過によって権利の取得や消滅を生じさせる公益上の制度であること（公益性）や，債務者の窮状に乗じて時効の完成を困難にする特約がされるおそれがあること（濫用防止）が挙げられている。

このような状況の下で，当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることの可否について，明文の規定を設けるべきであるという考え方が提示されている。

2 この点に関して，第12回会議においては，立場の強い当事者が立場の弱い当事者に対して合意を強制することになるのではないかと懸念や，契約ごとに時効が異なり債権管理が複雑化するのではないかと懸念が示された。

もともと，契約ごとに時効が異なり債権管理が複雑化するとの懸念に対しては，そもそも合意しなければ法律の規定と異なる時効期間が適用されることはないし，また，現在でも契約において権利行使期間が定められることがあり，これによって時効に関する規定とは異なる内容の期間制限が行われているため，時効に関する合意の効力を認める規定を置くことで生ずる問題ではないとの指摘があった。また，立場の強い者が濫用する危険があるとの懸念に対しては，濫用を防ぐ措置を講じながら合意の効力を認めていくべきであるとの反論があった。更に，保険法の制定前は，商法で2年と定められていた生命保険の保険金請求権の時効期間について，時効期間を延長して3年と定める約款が実際に多用されていたことが紹介され，時効期間を法律で一律に定めるのではなく，当事者が契約の性質等によってそれを変更する余地を認めるべきであるとの指摘がされた。

3 本文アは、以上のような議論を踏まえ、合意によって法律の規定を異なる時効期間や起算点を定めることをが許容される旨の規定を設けるかどうかという問題を取り上げるものである。

甲案は、従来から学説上いわれていたところに従い、時効期間を延長する方向での合意が無効である旨の規定を設け、これによって時効期間を短縮する方向での合意が有効であることを示すものである。この考え方を提案するもの（参考資料2 [研究会試案]・132頁）は、時効期間を延長する方向での合意のほか、時効の完成を困難にする特約一般について無効とする案を示している。これには、起算点を後倒しする合意、一定の時効障害事由の適用を除外する合意などが含まれるものと見られる。

乙案は、時効期間を短縮する方向での合意のみが認められる旨を明文化するという考え方であるが、それと同時に、時効期間を短縮する合意には典型的に濫用的な内容のものが含まれると見られることから、これを防止するための一定のルールを明記することを提案するものである。その濫用防止のルールとしては、①弁済期から1年に満たないような短期間の定めを無効とすること、②一定の債権を対象外とすることが挙げられ、②の具体案として、i 故意・重過失による債務不履行又は不法行為に基づく債権、ii 生命・身体などの侵害による損害賠償債権が挙げられている（参考資料3 [時効研究会試案]・306頁）。

丙案は、合意による時効期間の延長と短縮がいずれも許容されることなどを明文化するという考え方に基づくものである。その合意が債権発生の時までに限られるとしているのは、時効期間の延長については債権発生後は債務の承認によって目的を達することができ、時効期間の短縮については、債権発生後に時効期間の短縮を両当事者が望む合理的理由が考えられないことが指摘されている（参考資料1 [検討委員会試案]・203頁）。その結果、不法行為債権については、基本的に、時効期間の短縮・延長の合意が許容されないことになると考えられる。丙案は、このほかにも、濫用防止の観点から合意で定めることができる期間の上限と下限を規定することを提示している。

また、丙案は、起算点についても、債権を行使することができる時より前の時点とするような明らかに不合理なものを除外しつつ、その変更の合意を認めることを提案している。時効期間の延長・短縮を認める以上、起算点の変更を一律に認めない合理的な理由はないという考慮に基づくものと考えられる。また、実際上も、主観的起算点からの時効期間（前記(2)の乙案）を導入した場合に何らかの実務的な支障が危惧されるとすれば、それへの備えとして合意による起算点の変更を認めておく意味があるとも考えられる。もっとも、起算点や時効障害事由など時効期間以外の事項については、濫用的な合意の危険性がより高いとして、合意による変更に反対する見解もある。

丁案は、合意による時効期間等の変更に関する規定は設けないものとし、引き続き解釈に委ねることを提案するものである。

4 本文イは、合意による時効期間等の変更が許容される旨の明文規定を設けると

いう考え方に立った上で、濫用防止の観点から、消費者契約に基づく債権について特則を設け、消費者の事業者に対する債権の時効期間を短縮する合意など、法律の規定よりも消費者に不利な合意を一般的に無効とする旨の規定を設けることを提案するものである。

- 5 諸外国における立法例をみると、フランスでは時効期間の延長・短縮をする合意や、時効の中断・停止の事由を加える合意の効力を認める規定を置いている。ただし、時効期間に関する合意については期間を1年未満に短縮し、又は10年を超えて延長することはできないとするほか、貸金、定期金、定額小作料等については合意に関する規定が適用されないこととしている（部会資料14-2, 44頁）。ドイツにおいては、故意に基づく責任については予め時効の完成を容易にすることはできないことや、30年を超えて時効期間を伸張することができないことが規定されている（部会資料14-2, 48頁）。これは、時効に関する合意は原則的に有効であることを前提とした上で、例外的に無効とされる場合について規定したものであるとされている。また、新法では旧法と異なり、時効期間を延長する合意が認められることとされたが、これは、旧法下の実務において支払猶予や弁済期の延期、不訴求特約などによって時効期間の延長を禁止する規定の適用を回避するなどの実務の要請に応ずるためであったとされている。

## 2 時効障害事由

### (1) 時効の更新事由

- ア 時効の中断事由については、従前の時効期間の進行が確定的に解消され、新たな時効期間が進行することとなる事由を意味するものとして再構成してはどうか。また、この事由の呼称を改め、[時効の更新事由]と呼ぶこととしてはどうか。
- イ 具体的な時効の更新事由としては、まず、①権利を認める判決の確定、②確定判決と同一の効力が認められる事由（裁判上の和解等）が生ずること、③相手方の承認を列記することとしてはどうか。また、④債権者が強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てをした場合（他の債権者の申立てによるこれらの手続において債権者が配当要求をした場合を含む。）において、その手続が、債権者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されることなく、終了したことも、同様に列記することとしてはどうか。
- ウ 更新後の時効期間は、上記①②の更新事由による場合には別途定める一定の長期の期間（例えば10年間）としてはどうか（前記1(4)参照）。それ以外の事由による場合には、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。
- 【甲案】 当初の時効期間と同一の時効期間によるものとする。
- 【乙案】 原則的な時効期間に従うものとする。

○中間的な論点整理第36, 2(1) [111頁(281頁)]

時効の進行や完成を妨げる事由(時効障害事由)のうち時効の中断事由(民法第147条)に関しては、例えば、「請求」(同条第1号)の意味が必ずしも明確でなく、ある手続の申立て等によって時効が中断された後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという問題が指摘されている。また時効の中断は、新たな時効が確定的に進行するという強い効力を有するため、そのような効力を与えるに相応しい事由を整理すべきであるとの問題も指摘されている。そこで、このような問題意識を踏まえて、新たな時効が確定的に進行することとなる事由のみをほかと区別して条文上明記することとしてはどうか。その上で、具体的な事由としては、①権利を認める判決の確定、②確定判決と同一の効力が認められる事由(裁判上の和解等)が生ずること、③相手方の承認、④民事執行などを掲げる方向で、更に検討してはどうか。

このうち、④民事執行については、債権の存在を認めた執行手続の終了の時から新たな時効が確定的に進行するという考え方が示されているが、このような考え方の当否及び具体的な内容について、更に検討してはどうか。

また、関連して、時効の中断という名称についても、一時的に時効の進行が止まることを意味するとの誤解を生じやすいため、適切な用語に改めることとしてはどうか。

【部会資料14-2第2, 3(2) [20頁]】

《参考・現行条文》

(時効の中断事由)

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

一 請求

二 差押え、仮差押え又は仮処分

三 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

第148条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第149条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第150条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第151条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若

しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

（破産手続参加等）

第152条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第153条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（差押え、仮差押え及び仮処分）

第154条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第155条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

（承認）

第156条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

（中断後の時効の進行）

第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

（補足説明）

1 民法第147条は、時効の中断事由として、請求（同条第1号）、差押え、仮差押え又は仮処分（同条第2号）及び承認（同条第3号）を掲げているところ、このうち、請求や差押え等については、訴えの提起その他の手続の申立てによって時効が中断した後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという問題が指摘されている。

そこで、訴えの提起等により時効の中断が不確定的に生ずるという現行制度を改め、従前の時効期間の進行が確定的に解消され、新たな時効期間が進行することとなる事由を意味するものとして中断事由を再構成することが考えられる。本文アの前段は、このような考え方に基づく提案である。

ところで、時効の中断という名称は、一時的に時効の進行が止まることを意味するとの誤解を生じやすいため、適切な用語に改める必要がある。そこで、時効の中断事由の意味内容を改めるに当たり、その名称も改めることが考えられる。新たな名称の候補としては、新しくあらたまるという意味で、「時効の更新事由」

などが考えられる。本文アの後段は、このことを提案するものである。

2 時効の更新事由として、具体的には、まず、①権利を認める判決の確定、②確定判決と同一の効力が認められる事由（裁判上の和解等）が生ずること、③相手方の承認を列記することが考えられる。本文イの前段は、このことを提案するものである。①②については、長期の時効期間の特則という観点から前記1(3)で取り上げているが、ここでは時効の更新事由でもあることを示している。

また、中間的な論点整理に掲げられた④民事執行についても、その意味内容を明らかにしつつ、時効の更新事由に加えることが考えられる。この④民事執行とは、典型的には、民法第147条第2号に掲げられている差押えが想定されているものである。したがって、まずは、債権者の申立てにかかる差押えの手続が、「債権者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消され」ることなく（同法第154条）、その事由が終了したこと（同法第157条第1項）をもって、時効の更新事由とすることが考えられる。同法第147条第2号に掲げられているもののうち仮差押え又は仮処分が除外されるのは、もともと暫定的な性格の手続であり、上記①の確定判決との比較からも、これらを時効の更新事由とするのは必ずしも適当でないという考慮による。他方、民事執行（民事執行法第1条参照）のうち強制執行については、差押えを伴わない間接強制や代替執行をも含めて更新事由とするのが相当であるが、換価のための競売や財産開示を更新事由に含めるのは適当でないと考えられる。更に、配当要求については、判例上、差押えに準ずるものとして消滅時効を中断するとされているので（最判平成11年4月27日民集53巻4号840頁）、更新事由に含めるのが相当であると考えられる。本文イの後段は、以上を踏まえ、上記④民事執行の意味内容を具体化した上で、これを更新事由に加えることを提案するものである。

上記④民事執行については、このほか、担保権者による債権の届出（民事執行法第50条等）を含めることとするかどうかの問題となり得る。現行制度の下で、判例は、この債権の届出には時効中断の効力はないとしている（最判平成元年10月13日民集43巻9号985頁）。これに対して、第12回会議においては、上記④民事執行という事由が①確定判決や③相手方の承認と同様に扱われる根拠を明らかにする必要があるとあり、例えば、債権の存否が争われることなく手続が最後まで進行したことをもって③相手方の承認に類するものとするならば、担保権者の債権届出も更新事由に含まれ得る可能性があるとの指摘がされた。現在の判例法理と異なる結論を採る実質的な必要性の有無ともかわるが、どのように考えるか。

また、不動産競売の手続が剰余を生ずる見込みがないことを理由に取り消された場合、民法第154条の「法律の規定に従わないことにより取り消されたとき」に該当するかという問題について、下級審裁判例には、該当しない（時効中断の効力がある）としたものがある（水戸地判平成7年7月10日金融法務事情1447号55頁）。このような裁判例を是認する観点から、権利者の責めに帰することができない事由によって執行手続が取り消された場合も、時効が中断する

旨を明らかにすべきであるという立法提案もある（参考資料3〔時効研究会試案〕・300頁）。実質的には本文イ後段の提案と異なるものではないと考えられるが、どのように考えるか。

3 本文ウは、更新後の時効期間という問題を取り上げるものである。

まず、更新事由が①確定判決や②確定判決と同一の効力を有する事由である場合には、その後の時効期間は一定の長期の期間（例えば10年間）とするのが相当であると考えられる（前記1(4)参照）。本文ウの前段は、このことを提案するものである。

他方、更新事由が③相手方の承認や④民事執行の手續の終了である場合には、基本的な考え方として、更新後の時効期間は、当該権利の当初の時効期間（例えば、人身損害に関する長期の時効期間の特則が設けられる場合には、その長期の期間）に従うのか、原則的な時効期間に従うのかが問題となり得る。本文ウ後段の甲案と乙案は、それぞれ前者と後者の考え方に対応するものである。後者の考え方は、当該権利について時効期間の特則が設けられた根拠は、更新後は当てはまらなくなることを理由とする。もっとも、更新がされたことで当初の時効期間の残存期間よりも時効完成時が早まることは避ける必要があるため、乙案では、そのための手当てを講ずることも考えられる（参考資料1〔検討委員会試案〕・207頁）。

## (2) 時効期間の進行停止という障害事由の要否

現在は時効の中断事由（民法第147条）とされている訴えの提起や、差押え、仮差押え等の手續の申立てなどの事由が生じた場合の取扱いについて、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 時効期間の進行が停止し、時効の更新事由が生ずることなくその手續が終了した時から残りの時効期間が再び進行するという新たな障害事由として取り扱うものとする。また、請求（民法第147条第1号）に該当する事由については、その手續が終了した時から一定の期間（6か月／1年）は、時効が完成しないものとする。

【乙案】 時効の停止事由（民法第158条以下）と同様に扱うものとする。

○中間的な論点整理第36, 2(2) [114頁(282頁)]

時効の中断事由（民法第147条）のうち、新たな時効が確定的に進行することとなる事由（前記(1)参照）以外の事由（訴えの提起、差押え、仮差押え等）の取扱いに関しては、時効の停止事由（同法第158条以下）と同様に扱うという案や、時効期間の進行が停止し、その事由が止んだ時から残りの時効期間が再び進行する新たな障害事由として扱うという案（時効期間の進行の停止）などが提案されていることを踏まえ、更に検討してはどうか。

(補足説明)

- 1 時効の更新事由を新たに定めることとした場合に（前記(1)参照）、現在は時効の中断事由とされている訴えの提起や、差押え、仮差押え等の手続の申立てなどの事由の取扱いが問題となる。現在は、訴えの提起等の事由が生ずると、不確定的であるものの直ちに時効中断の効力が生じていることから、新たに時効の更新事由を定めることとする場合には、訴えの提起等について、適切な時効障害事由としての位置づけを与える必要があると考えられるからである。
- 2 本文の甲案は、訴えの提起等があった場合には、時効期間の進行が停止し、その事由が止んだ時から残りの時効期間が再び進行するという効力を認めることを提案するものである。現在の時効の中断と停止のいずれとも異なる新たなカテゴリーとして、時効期間の進行の停止という障害事由を新たに設けるとする提案である。これによると、例えば、訴えの提起があった場合に、権利を認める判決の確定という時効の更新事由が生ずるに至れば、その時からリセットされた新たな時効期間が進行することとなるが、そのような事由に至らずに訴えの取下げ等により手続が終了した場合には、訴え提起の時における残りの時効期間が再び進行することとなる。

もともと、時効が完成する間際に訴え提起等がされた場合には、単に時効期間の進行停止を認めるだけでは、訴えの取下げなどによって直ちに時効が完成する事態を生ずるおそれがある。そこで、現在も請求（民法第147条第1号）に該当する事由について、手続が継続している間は催告が継続してされているものと考えて（裁判上の催告）、手続が終了した時から6か月間（同法第153条参照）は時効が完成しないものと解されていることなどから、これと同様に、手続の終了後、一定期間（6か月／1年）が経過するまで時効の完成が延期されることを併せて提案している（部会資料14-2, 24頁の図参照）。
- 3 本文の乙案は、訴えの提起等の権利行使があったタイプの事由についても、民法第158条から第161条までに規定されている権利行使が困難であるタイプの時効停止事由と同様に、時効の停止（時効期間の満了の延期）とすることを提案するものである（部会資料14-2, 25頁の図参照）。
- 4 甲案と乙案との主な相違の一つは、債権者が債権の実現に向けた所定の手段を講じている間にも時効期間が進行することを認めるかどうか、つまり、所定の手段を講じた時点で残存している時効期間は債権者の利益のために確保されている必要があると考えるのかどうかという点にある。甲案は、所定の手段を講じた債権者は、手続の継続中はその手続を通じての債権の実現の成り行きを見守るのが普通であり、そのような態度は不当とはいえないため、その手続中の時間の経過によって債権者を不利に扱うべきではないとする。これに対し乙案は、訴えの提起等を時効障害事由とする趣旨は、確定判決等による時効の更新に至るまでの間に時効が進行し続けて完成することを防止することであり、その限度での効力を

認めれば足りるため、時効期間の進行を停止させる必要はなく、残りの時効期間が不足する場合にのみ、時効期間の満了を延期すればよいとする。

また、甲案によれば、残存する時効期間を計算するには時効期間の始期とともに進行停止が生じた時期を知る必要があるのに対して、乙案によれば、進行停止が生じた日を必ずしも知る必要がないという相違もある。この点に関して、第12回会議においては、甲案を採用すると時効の完成時点が分かりにくくなるとの危惧を指摘する意見があった。もっとも、ここで問題とされている事由は、基本的に裁判所への訴え提起やその他の手続の申立てであることから、進行停止が生じた時期が不明確になるおそれはないとも考えられる。

### (3) 時効の停止事由

ア 天災等による時効の停止（民法第161条）について、その停止の期間が2週間とされているのを改め、他の停止事由と同等のものに長期化することとしてはどうか。

イ 他の停止事由（民法第158条から第160条まで）における停止の期間に関しては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 現状を維持する（6か月）。

【乙案】 短くする（例えば3か月）。

【丙案】 長くする（例えば1年）。

ウ 催告（民法第153条）は、時効の停止事由としてはどうか。また、催告による停止の期間中に行われた再度の催告は、停止の効力を有しないものとしてはどうか。

○中間的な論点整理第36、2(3) [114頁(283頁)]

時効の停止事由（民法第158条から第161条まで）に関しては、停止の期間について、3か月に短期化する案がある一方で1年に長期化する案もあることを踏まえ、更に検討してはどうか。また、天災等による時効の停止については、その停止の期間が2週間（同法第161条）とされている点を改め、ほかの停止事由と同等のものとする方向で、更に検討してはどうか。

また、催告（同法第153条）についても、これを時効の停止事由とするかどうかについて、現在の判例法理における裁判上の催告の効果には必ずしも明らかでない部分が少なくないという指摘も踏まえて、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2、3(5) [31頁], (3) (関連論点) 3 [26頁]】

： 《参考・現行条文》

： (未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

： 第158条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に

： 法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者とな

- った時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。
- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。
- (夫婦間の権利の時効の停止)
- 第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- (相続財産に関する時効の停止)
- 第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- (天災等による時効の停止)
- 第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(補足説明)

- 1 天災等による時効の停止（民法第161条）に関しては、天災等には様々な程度のものがあり、我が国の実情として一定の地域・地方の全体に深刻な被害をもたらすものが稀ではないことを考慮すると、現在の2週間という停止期間は短すぎると考えられる。本文アは、このような認識に基づき、天災等による時効の停止の期間を他の停止事由と同等のものに長期化することを提案するものである。
- 2 本文イは、停止の期間の長さについての改正を取り上げるものである。立法提案としては、現状（6か月）を維持する案のほか、短期化（3か月）する案と長期化（1年）する案とがある。現状維持案とともに1年案を選択肢の一つとして提案するもの（参考資料1〔検討委員会試案〕・212頁）は、1年案の理由として、原則的な時効期間を短期化した場合には現在よりも期間満了が迫ってから行動を開始するケースが増える可能性があることを挙げている。
- 3 催告（民法第153条）は、同条の文言上は時効中断事由の一つとして整理されているものの、実質的には時効の完成間際に時効を延期する効力のみを与えられているものである。催告は、債務者の任意の履行を求めるものに過ぎないことから、これを時効の更新事由とすることは相当でなく、また、時効期間の進行停止という新たな障害事由を設ける立場からも、催告を進行停止の事由とすることは相当でないとされている。そこで、本文ウの前段では、催告は時効の停止事由とすることを提案している。また、催告の繰り返しには時効の完成を阻止する効力は認められないと解されていることから、本文ウの後段では、そのことを条文中明瞭にすることを提案している。

なお、第12回会議においては、裁判上の催告には、被告が抗弁として主張する場合の取扱いを始めとして、現在の判例法理ではその取扱いが明らかでないものが少なくないという問題点の指摘があった。

#### (4) 当事者間の交渉・協議による時効障害

ア 当事者間の交渉・協議について、次の①から③までのような明確性確保の方策を講じた上で、これを新たな時効障害事由として位置付けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

① 当事者間で債権に関する交渉・協議をする旨の〔合意〕〔書面による合意〕があった時から時効障害が生ずる。

② 当事者の一方が交渉・協議の続行を拒絶する旨の〔通知〕〔書面による通知〕をした時に時効障害が終了する。

③ このほか、〔最後の交渉・協議の時〕〔債務者が最後に対応した時〕から一定の期間(3か月/6か月)が経過した時にも時効障害が終了する。

イ 当事者間の交渉・協議をどのような時効障害事由として位置付けるかについて、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 時効期間の進行が停止し、時効の更新事由が生ずることなくその事由が終了した時から残りの時効期間が再び進行するという新たな障害事由(前記(2)の甲案)とする。

【乙案】 時効の停止事由とする。

○中間的な論点整理第36, 2(4) [115頁(284頁)]

時効完成の間に当事者間で交渉が継続されている場合には、訴えの提起等により時効完成を阻止する手段を講じなければならないのを回避したいという実務上の要請があることを踏まえ、当事者間における交渉・協議を新たな時効障害事由として位置付けることの当否について、更に検討してはどうか。その際には、新たな時効障害事由を設けることに伴う様々な懸念があることを踏まえ、交渉・協議の意義や、その開始・終了の時期を明確にする方策などについて、更に検討してはどうか。

また、当事者間の交渉・協議を新たな時効障害事由とする場合には、その効果に関して時効の停止事由として位置付ける案や時効期間の進行の停止と位置付ける案について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 3(6) [32頁]】

(補足説明)

- 1 当事者間の交渉・協議を時効障害事由として位置付けるという考え方については、企業間の紛争で双方とも訴訟提起によるコストを回避したいというケースのように実務的な需要は確かにあること、時効の中断のためだけの訴訟提起を回避できることは債権者はもちろん債務者にとってもメリットがあることなどの指摘

がある。このように、当事者間の交渉・協議という新たな時効障害事由を設ける意義や必要性については、おおむね積極的な評価がされているように思われる。

他方、この時効障害事由に対しては、交渉・協議という事由の外延が不明確であること、この事由の始期と終期も不明確になりがちであることなど、主に明確性という観点から問題点が指摘されている。そこで、本文アでは、明確性確保の方策を講じた上で、当事者間の交渉・協議という新たな時効障害事由を設けるという考え方を取り上げている。

- 2 明確性確保の方策としては、交渉・協議という事由の外延と始期を明確化する観点から、債権に関する交渉・協議をする旨の合意を要するものとするのが考えられる。また、さらに明確性を高めるため、合意が書面によるものであることを要件とするものも考えられる。本文アの①は、このような考え方に基づくものである。この点については、第12回会議において、合意の内容として時効の進行を止める旨の合意を要求するという考え方も示された。

他方、終期についても、当事者の一方からの交渉・協議を拒絶する旨の通知によるものが考えられる。ここでも、さらに明確性を高めるため、書面による通知を要求することも考えられる。本文アの②は、このような考え方に基づくものである。なお、立法提案の中には、債務者からの拒絶の通知に限るとするものもある（参考資料1〔検討委員会試案〕・210頁）。時効完成による利益を受ける側から交渉等を打ち切った場合に限るという趣旨である。しかし、時効完成によって不利益を受ける側から交渉等を打ち切った場合も含む考え方もあり（参考資料2〔研究会試案〕・133頁）、その方が交渉・協議という概念の一般的な理解に適合するとも考えられる。

更に、交渉等の打ち切りの通知がない場合であっても実際に交渉等が行われない状態が継続しているときは、時効障害が解消されるものとする必要がある。このような観点から、最後の交渉・協議の時から一定の期間（3か月／6か月）が経過したときにも、この時効障害が終了するものとするのが考えられる。もっとも、最終の交渉・協議という概念それ自体にも曖昧さがあることを指摘し、「最後の交渉・協議の時」の代わりに「債務者が最後に対応した時」とすることを提案するものもある（参考資料3〔時効研究会試案〕・296頁）。債務者に着目するのは、それが時効完成による利益を受ける者であるからである。本文アの③は、以上のような考え方に基づくものである。

以上のような明確性確保の方策の検討に当たっては、これを強化すればするほど、現実に利用される可能性が低くなり、新たな時効障害事由を設ける意義が乏しくなることに、留意が必要である。もっとも、前述したように、企業間の紛争で双方とも訴訟提起によるコストを回避したいというケースなどにおいては、要件がある程度は厳しくてもこの制度を利用することが想定され得る。したがって、どのようなニーズに対応するものとして制度設計をするかが問題となるが、どのように考えるか。

- 3 当事者間の交渉・協議をどのような時効障害事由として位置付けるかについて

は、前記(2)（時効期間の進行停止という障害事由の要否）とも関連する議論がある。新たな時効障害事由として、時効期間の進行が停止し、時効の更新事由が生ずることなくその事由が終了した時から残りの時効期間が再び進行するというタイプのもの（時効期間の進行停止）を創設するという立場（前記(2)の甲案）からは、当事者間の交渉・協議についてもこれを時効期間の進行停止の事由とすることが考えられる。本文イの甲案は、このような考え方を取り上げたものである。

他方、時効期間の進行停止という時効障害事由を設けることに反対し、時効の更新事由と停止事由の2タイプとする立場（前記(2)の乙案）からは、ここでも時効の停止事由とする考え方によることとなる。また、時効期間の進行停止という時効障害事由の創設自体には賛成しつつ、当事者間の交渉・協議については時効の停止事由とすべきであるという考え方も、論理的にはあり得る。本文イの乙案は、このような考え方を取り上げたものである。

本文イの論点については、乙案（時効の停止事由）によれば、時効の完成時期との関係では交渉・協議の始期は問題とならず、終期だけが明確であれば足りることとなるため、本文アにおける明確性確保の方策とも関連するとの指摘がある。

## (5) その他

### ア 債権の一部について訴えの提起等がされた場合の取扱い

債権の一部についての訴えの提起は、一部請求であることが明示されていた場合であっても、当該債権の全部について時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）の効果が生ずる旨の規定を設けるものとするという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第36, 2(5)ア [115頁(285頁)]

債権の一部について訴えの提起がされた場合であっても、一部請求であることが明示されているときは、判例と異なり、債権の全部について時効障害の効果が生ずることとするかどうかについて、一部請求であることが明示されなかったときの取扱いにも留意しつつ、更に検討してはどうか。また、債権の一部について民事執行の申立てがされた場合についても同様の取扱いとするかどうかについて、検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 3(3)（関連論点）1 [26頁]】

#### （補足説明）

- 1 債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合には、裁判所に対して判断することを求めているのは債権の一部の存否であって全部の存否でないことから、訴訟物となるのは債権の当該一部であり、時効中断の効力もその一部についてのみ生ずるとした判例がある（最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁）。この判例は、時効の中断事由としての「請求」（民法第147条第1号）に関するものであるが、訴えの提起については、今回の見直し

で、時効の更新事由（前記（1）参照）とせず、これを時効期間の進行停止事由又は時効の停止事由とすることが検討されている（前記（2）参照）。このため、たとえ上記判決の帰結を維持するとしても、訴えの提起による時効障害の範囲を、時効の更新が生ずる訴訟物の範囲とは区別して考える余地が生まれる。すなわち、一部請求について認容判決が確定した場合には、訴訟物となっていた当該一部には既判力が及び、その限度で時効の更新事由に該当するとされるものの、当該債権の残部については、訴えの提起によって時効の進行が停止し、判決後は時効の残存期間が進行を再開するとしたり、判決後の一定期間は時効の完成が阻止されるという効果を認めることが可能である。そして、①債権の一部について請求がされるときには、相応の理由があって一部請求を選択した債権者を保護する必要があり、また、②一部の請求であることが明らかにされていれば、債務者は残部についての争いに備えるべきことを認識することができることからすると、一部請求であることを明らかにして訴えの提起がされた場合には、当該債権の全部について時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）の効果が生ずることとすべきであるという考え方があり得る。本文は、このような考え方に基づく提案である。

もっとも、第12回会議では、上記①②のような理由に照らすと、一部請求であることを明らかにしないで債権の一部について訴えの提起等をした場合には、当該債権の一部についてのみ時効障害の効果を生ずることとなる可能性があるとの指摘があった。しかし、仮にそうなる、一部請求であることを明らかにしないで債権の一部についての訴えを提起した場合には、その後請求の拡張をしようとしても、その時点で既に当該債権の残部について時効が完成していたという事態が生ずる恐れがある。他方、判例は、債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示せずに訴えを提起した場合については、当該債権の全額を訴求したものと解されることから時効中断の効力は債権の全部について生ずるとしている（最判昭和45年7月24日民集24巻7号1177頁）。そこで、上記の疑問を回避し、かつ判例の考え方を時効期間の進行停止や時効の停止という時効障害に関して維持することを明らかにするため、一部請求であることが明示されているかどうかを問わず債権の全部について時効障害の効果が生ずることを明らかにする必要がある。本文で「一部請求であることが明示されていた場合であっても」としているのはその趣旨である。

- 2 また、本文で取り上げた論点とは別に、一部請求を認容する判決が確定した場合に、それが債権全部について時効の更新事由となる旨の規定を設けるかどうかという問題があり得る。前掲昭和34年最判との関係では、立法措置で反対の結論を採ることとするかどうかという問題である。第12回会議の議論や中間的な論点整理においては、この問題と本文の論点との区別が曖昧であった可能性があるため、改めて問題提起をするものである。

仮に一部請求を認容する確定判決が債権全部の時効更新事由になるとする場合には、確定判決が時効の更新事由とされる根拠を、訴訟係属や既判力とは切り離

して考えることになり、それに代わるものとしてどのような根拠を考えるかが問題となる。このような論点を取り上げるかどうかについて、どのように考えるか。

- 3 このほか、訴えの提起等のほか、例えば、債務名義のある債権の一部について強制執行の申立てがされた場合についても、債権の全部について時効障害の効果を生ずるかどうかを検討すべきであるという指摘もあったが、まだ提案として具体化されておらず、本文では取り上げていない。

#### イ 債務者以外の者に対して訴えの提起等をした旨の債務者への通知

保証人に対して保証債務の履行を求める訴えが提起された場合や、物上保証人との関係で担保権の実行としての競売手続の申立てがされた場合などにおいて、その事実が債権者や保証人等から債務者（主たる債務者、被担保債権の債務者等）に対して通知されたときは、その時に当該債務者との関係でも、訴えの提起等と同等の時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）の効果が生ずる旨の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第36, 2(5)イ [115頁(285頁)]

保証人や物上保証人がある場合において、専ら時効の完成を阻止するためだけに債務者に対する訴えの提起等をする事態を回避できるようにする観点から、保証人等の債務者以外の者に対して訴えの提起等をしたことを債務者に通知したことをもって、時効障害の効果が生ずるとする考え方の当否についても、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 3(3)(関連論点)2 [26頁]】

(補足説明)

- 1 保証人に対して保証債務の履行を求める訴えが提起された場合や、物上保証人との関係での担保権の実行としての競売手続の申立てがされた場合などにおいて、債権者にとっては、たとえ債務者（主たる債務者、被担保債権の債務者等）が無資力であっても、専ら時効の完成を阻止するためだけに訴えの提起等をせざるを得ないことがある。また、保証人や物上保証人にとっても、主たる債務や被担保債権についての時効が完成するタイミングによっては、自己の求償権行使に対して時効完成の抗弁を主張されるリスクを負う可能性があり、これを回避できるようにする手段を必要としている。本文は、このような必要性に基づき、保証人等に対する訴えの提起等があった場合に、その旨を債権者や保証人等が債務者に対して通知をすれば、当該債務者に対する訴え提起等と同等の時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）の効果が生ずる旨の規定を設けるとする考え方を取り上げるものである。
- 2 このような考え方に対して、第12回会議においては、賛成する意見もある一方で、ここまで債権者の便宜を図る必要はないなどとして反対する意見も示され

た。

#### ウ 抵当権の消滅時効（民法第396条）

民法第396条の「債務者及び抵当権設定者に対しては」という文言は削除するものとしてはどうか。

《参考・現行条文》
（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）
第148条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
（抵当権の規定の準用）
第361条 不動産質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、次章（抵当権）の規定を準用する。
（抵当権の消滅時効）
第396条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。
（主たる債務者について生じた事由の効力）
第457条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。
2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

#### （補足説明）

民法第148条は、時効中断の効力がその事由の生じた当事者及びその承継人之間においてのみ効力を有する旨を定めており（時効中断の相対効）、同法第457条は、主債務者に対する時効中断の効力が保証人にも及ぶ旨を定めているところ、時効の中断事由を再構成して時効の更新事由を定めることとする場合（前記(1)参照）には、基本的に、これらの規定は、時効の更新事由を対象とするものに改めることが考えられる。他方、物上保証人については、被担保債権と同時になければ時効によって消滅しない旨を定めた同法第396条（同法第361条で不動産質権に準用）により、被担保債権の時効中断の効力が物上保証人に及ぶことが示されていると解されており、時効の更新事由についても、引き続きこの規定に委ねることが考えられる。

以上のことは、他の時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）の事由に関しても、同様であると考えられる。

もっとも、物上保証人に関しては、民法第396条が「債務者及び抵当権設定者に対しては…消滅しない」と規定しているため、それ以外の者（抵当不動産の第三取得者など）との関係では抵当権が被担保債権とは別に時効消滅すると解釈する余地があるという問題が指摘されている。本文は、このような結論は不当であるとし

て、同法第396条の「債務者及び抵当権設定者に対しては」という文言を削除することを提案するものである（部会資料14-2第2, 3(2)（補足説明）3〔20頁〕参照）。

### 3 時効の効果

#### (1) 時効の援用等

消滅時効の効果に関しては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 消滅時効期間の満了後、援用があったときに、債権の消滅という効果が確定的に生ずる旨を条文上明記するものとする。

【乙案】 消滅時効期間の満了により債務者に履行拒絶権が発生する旨の規定を設けるものとする。

○中間的な論点整理第36, 3(1)〔115頁（286頁）〕

消滅時効の効果に関しては、当事者が援用したときに債権の消滅という効果が確定的に生ずるとの判例準則を条文上明記するという案と、消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものと規定するという案などを対象として、時効完成後に債務者が弁済をした場合に関する現在の解釈論との整合性や、税務会計その他の実務との適合性、時効を主張することができる者の範囲の差異などに留意しつつ、これらの案の当否について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 4(1)〔34頁〕】

《参考・現行条文》

（時効の援用）

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（債権等の消滅時効）

第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 （略）

（補足説明）

- 1 甲案は、債権の消滅という消滅時効の効果は援用があって初めて確定的に生ずる旨を条文上明記することを提案するものである。かつて大審院判例は、時効期間の経過によって債権消滅の効果が確定的に発生するとしていたが、現在では、時効期間の満了後にそれを知らずに債務の弁済がされた場合にも有効な弁済となり、弁済者はそれを取り戻すことはできないとするのが判例の立場であり（最(大)判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）、学説の一般的な理解とされている。また、時効期間の満了によって債権消滅の効果は不確定的に生ずるに過ぎ

ず、援用によって初めてその効果が確定するというのが通説的見解とされ、特殊な事案においてではあるがその旨判示した最高裁判決もある（最判昭和61年3月17日民集40巻2号420頁）。そこで、消滅時効の効果を端的に債権の「消滅」（同法第167条）と規定する現行法との整合性を保ちつつ、以上の判例や学説に沿って消滅の時点を明確にしたのが甲案である。

これに対して乙案は、時効期間の満了により債務者に履行拒絶権が発生し、その履行拒絶権の行使により債権の実現に向けて法の助力を求める効力（請求力と強制力）が失われるとすべきであるとの考え方に基づくものである。時効期間の満了から援用（履行拒絶権の行使）までの処理は甲案と違いはないが、援用（履行拒絶権の行使）後の扱いが異なる。現行法の解釈論としても、時効の援用がされた後に、その撤回を認める見解が有力であるが、その立場に立つと、援用によって確定的に債権消滅の効果が生ずるとせず、債権の給付保持力は残っていると構成する方が、無理なく援用後の弁済の効力を説明することができる。さらに、時効の効果は沿革的には訴権の消滅であり、比較法的にも履行拒絶や抗弁などの構成を採っている立法例が多い。時間の経過により法律関係が不明確になることから債務者を解放するという消滅時効制度の趣旨に照らすと、債権の実体的な消滅までは規定しないそれらの立法例にも理由があると考えられる。以上の考慮を反映したのが乙案である。

2 このような甲案と乙案との対立について、第12回会議においては、次のように議論を整理すべきであるとの指摘があった。

まず第1に、時効の完成後（援用を必要とする立場からは援用後）にされた弁済の効果をどのように見るかが問題であるという指摘があった。この点について、援用後であっても給付保持力は残っており、弁済者はそれを取り戻すことはできないとみるのが、現行法の解釈として一般的であるという意見があった。このような立場に立てば、乙案が支持されることになる。もっとも、条文の文言には反する解釈であり、解釈論として一般的であると言えようかどうかは必ずしも明らかではないように思われる。

第2に、被担保債権についての時効が援用された後の抵当権の扱いが問題となるという指摘があった。この点について、現在は、被担保債権について時効が援用されると被担保債権は消滅するので、抵当権の実行は担保権の付従性によって認められないと解されており、この結論を変更すべき理由はないとする意見があった。このような立場は、被担保債権の消滅という構成を採る甲案に親和的であると言えるが、乙案に立つても、強制力を失った被担保債権について担保権は消滅する旨の規定を設けるならば同じ結論を導くことができる。

第3に、時効の効力を主張することができる者の範囲（後記(2)参照）について、保証人や物上保証人による主張を認めるかどうかの問題となるという指摘があった。乙案を採る立法提案（参考資料1〔検討委員会試案〕の乙案・214頁）からは、保証人や物上保証人は主たる債務者や被担保債権の債務者とは独立に時効の効力を主張することができないという判断を前提として、特別に保証人等の

保護を図るための策を講ずることが提案されており（同217頁）、このことに対して、現在の判例法理を実質的に変更すべき理由があるかという批判が向けられている。この点は、甲案と乙案の差に論理必然的に伴う帰結の違いではないと思われるが、仮に乙案が以上のような結論の差を意図するのであれば、その理由の説得的な説明が必要であるように思われる。

以上を踏まえ、甲案と乙案のいずれが適切であると考えるか。

## (2) 債務者以外の者に対する効果（援用権者）

時効の援用等（前記(1)参照）と関連する論点であるが、(1)の【甲案】を採用する場合には、時効の援用権者を「当事者」と規定している民法第145条を改め、保証人、物上保証人など、判例上時効の援用権が認められているものが含まれる旨を明示する規定を設けるものとしてはどうか。

他方、【乙案】を採用する場合には、時効の効果を主張することができる者を原則として債務者とした上で、時効期間が満了した債務についての保証人や物上保証人に対し、主たる債務者等に対して履行拒絶権を行使するか否かを催告するよう債権者に求める権利を付与するとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第36, 3(2) [116頁(287頁)]

消滅時効の効果に関する検討（前記3(1)参照）を踏まえつつ、仮に当事者が援用した時に債権の消滅という効果が確定的に生ずる旨を条文上明記するという案を採用する場合には、時効の援用権者の範囲について、保証人、物上保証人など、判例上「時効により直接利益を受ける者」とされているものを条文上明確にすることについて、更に検討してはどうか。

他方、仮に消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものと規定するという案を採用する場合には、履行拒絶権を行使するのは基本的に債務者であるとした上で、保証人、物上保証人など、判例上時効の援用権が認められてきた者の利益を保護する方策について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 4(2) [35頁]】

《参考・現行条文》

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(補足説明)

1 時効の援用等（前記(1)参照）における甲案・乙案のいずれを採用するかと関連する論点である。

2 民法第145条は、時効の援用権者を「当事者」と規定しているが、判例は、この当事者の意味を「時効により直接利益を受ける者」とし（最判昭和42年10月27日民集21巻8号）、具体的にこれに該当する者について、現在では、保証人、物上保証人、抵当不動産の第三取得者、詐害行為の受益者等が該当するとされている（具体的に時効の援用が認められた事例については、部会資料14-2、36～37頁参照）。そこで、前記(1)で甲案を採る場合には、こうした判例・通説の理解に従って民法145条の文言を改め、保証人、物上保証人等が援用権者に含まれる旨の明文化を行うものとするのが考えられる。本文の第1パラグラフは、このような考え方を取り上げるものである。もっとも、当事者以外で時効を援用することができる者を表す一般的な要件については、判例（大判明治43年1月25日民録16輯22頁等）が提示している「時効により直接利益を受ける者」という基準は必ずしも機能していないという批判があることから、これに代わるものとして、「正当な利益」とか「法律上の正当な利害関係」などの基準の採否を検討する必要がある。

3 他方、前記(1)の乙案は、その論理必然的な帰結というわけではないものの、時効の利益を享受するかどうかは当該債権の債務者に判断させるべきで、債務者が債務の存在を認めている場合に他の者が時効を援用することを認める必要はないとの考え方に基づいて提案されている。そこで、前記(1)の乙案を採ってこのような考え方に立つ場合は、債務者が履行拒絶権を行使しない場合に、現行法の下では自ら時効の援用権を行使することが認められている保証人、物上保証人等の利益が不当に害されないようにするための方策が必要となる。例えば、これらの者に、債務者が履行拒絶権を行使するか否かを確認するための権利を付与することが考えられる。

具体的には、保証人、物上保証人等のために、①履行拒絶権を行使するかどうかを債務者に催告するよう債権者に対して求め、債務者からの確答があるまでは自己の債務の履行等を留保することができる権利を与え、②一定期間内に債務者から確答がない場合には債務者が履行拒絶権を行使したものとみなすこととし、これによって、保証人、物上保証人等が自己の債務や物的な負担から解放されるものとするのが考えられる。本文の第2パラグラフは、このような考え方を取り上げるものである。

もっとも、上記の考え方に対しては、現行法では債務者が援用するか否かに関わらず、保証人や物上保証人は主たる債務等の時効を援用することができるところ、このような現状を実質的に変更すべき必要性があるのかという批判がある。

### (3) 時効の利益の放棄等

時効期間の満了後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合に、信義則上時効の援用権を喪失するかどうかについては、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 時効期間の満了後に、債権の行使に応ずる旨を一定の行為により

債権者に対して表示したときは、時効援用権（履行拒絶権）を行使することができなくなる旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 時効期間の満了後に義務を履行した場合と相手方の権利を承認したにとどまる場合とを区別し、前者（義務の履行）の場合には時効援用権（履行拒絶権）は消滅し、後者の場合には（権利の承認）の場合には時効援用権（履行拒絶権）は消滅しない旨の規定を設けるものとする。

【丙案】 時効援用権（履行拒絶権）の喪失に関する特段の規定を設けないものとする。

○中間的な論点整理第36, 3(3) [116頁(287頁)]

時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合の効果として、信義則上、時効援用権を喪失するとした判例があることを踏まえ、これを明文化するかどうかについて、実務的には債権者からの不当な働きかけによって一部弁済その他の行為がされ、債務者が時効の利益を主張できなくなるという不利益を被る場合があるとの指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 4(3) [37頁]】

《参考・現行条文》

(時効の利益の放棄)

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(補足説明)

- 1 時効期間の満了前には時効の利益を放棄することができない(民法第146条)。これは通常は弱い立場にある債務者が時効の利益の事前放棄を強いられる恐れがあることに考慮した規定であると説明されている。これに対して、時効期間の満了後は、同条の反対解釈により、債務者は時効の利益を放棄することができるという考え方が解されている。これは、時効期間が満了した場合に時効の利益を受けるか否かは、当事者の意思（援用）に委ねられており、時効期間満了後の放棄を許さないとする理由がないためなどとされている。

このような現行法下での一般的理解には、特段の異論はなく、民法第146条は、基本的に維持することが考えられる。もっとも、免除も合意によるべきであるという考え方（中間的な論点整理第20, 1 [72頁(170頁)] 参照）との関連で、時効の援用権や履行拒絶権（以下この補足説明で「時効援用権等」という。）は時効期間満了後に単独で放棄することができる旨の明文規定を設けるという考え方もあり得るが（参考資料1 [検討委員会試案]・218頁）、他の論点とも関連する細かな論点であるため、本文では取り上げなかった。

- 2 他方、時効期間の満了後に、それを知らずに債務の存在を前提とした行為（債務の承認、弁済等）をした場合について、古い判例は、時効の完成を知っていた

ものと推定し、時効の利益が放棄されたものとしていたが（最判昭和35年6月23日民集14巻8号1498頁）、その後、時効の利益の放棄ではなく、信義則によって援用を認めない考え方を採用している（最判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）。

そこで、このような判例を踏まえ、時効期間の満了後に債権の行使に応ずる旨を弁済などの一定の行為により債権者に対して表示したときは、時効期間の満了を知らなかったとしても、時効援用権等を行行使することができなくなる旨の規定を設けるという考え方があり得る。本文の甲案は、このような考え方を取り上げたものである。

これに対して、第12回会議では、実務上は時効期間が満了したことを知らずに債務の承認をさせられたり、時効期間が満了した債権のうちごく少額の一部弁済を迫られ、それによって時効援用権を喪失したと主張されたりすることがしばしばあることを指摘して、そのような場合には時効の援用権を喪失しないこととすべきであるとの意見があった。

このような指摘を踏まえ、これを部分的に採り入れた一つの考え方として、時効期間満了後の弁済と債務の承認とを区別し、弁済をした場合には時効援用権等を喪失するが、承認にとどまる場合には時効援用権等を喪失しない旨の規定を設けるという考え方があり得る。弁済は、時効の利益の享受とは相容れない矛盾行為であるが、時効期間の満了を知らずに「承認」をした者がその後には弁済を拒むことは矛盾行為とは言えないと考えるのである。本文の乙案は、このような考え方を取り上げたものである。

また、時効期間満了後の承認や弁済に上記のような実務的な懸念があることを踏まえた上で、もともと上記の判例法理は信義則に基づくものであって、個別的な事情による例外があり得ることを重視する立場から、時効期間の満了を知らなかった者の弁済や承認によって時効援用権等が喪失する旨の規定を設けるのは適当でないとする考え方もあり得る。本文の丙案は、このような考え方を取り上げたものである。

このほか、時効期間満了後における弁済や債務の承認は、時効完成を知ってした場合に限り時効援用権等を喪失する旨の規定を設けるべきであるとの意見もあったが、これに対しては、濫用的な事案への対処が必要であるとしても、弁済や承認を受けた債権者の期待を全く保護しないのは適当でないとの反論があり得る。

#### 4 形成権の期間制限

形成権の期間制限に関して以下の案があるが、どのように考えるか。

【甲案】 形成権の期間制限に関する原則的な規定として、次のような項目の全部又は一部についての規律を設けるものとする。

- ① 援用等の要否
- ② 期間の起算点と長さ（例えば、債権の時効期間や起算点と同様の規律による旨の規定を設けること）

- ③ 障害事由（例えば、法定代理人がない場合等の客観的な事由に基づく時効の停止事由のみを準用する旨の規定を設けること）
- ④ 形成権の行使によって生ずる権利の時効（例えば、当該権利についての時効に関する規律に従う旨の規定を設けること）
- ⑤ 形成権が防御的に行使される場合には期間制限に服さないこと。

【乙案】 形成権という概念を用いずに、取消権や解除権を対象として、期間制限に関する原則的な規定を設けるものとする。

【丙案】 形成権の期間制限に関する原則的な規定は、設けないものとする。

○中間的な論点整理第36, 4 [116頁(288頁)]

形成権一般を対象とする期間制限に関する特別な規定の整備の要否等について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 5 [38頁]】

(補足説明)

1 形成権の期間制限に関する規定の必要性

形成権の期間制限については、取消権（民法第126条）や詐害行為取消権（同法第426条）など個別の規定が置かれているものもあるが、形成権一般を対象とする規定は設けられていない。

形成権が、債権とは異なる権利であり、かつ、時効に服する権利であると考えれば、「債権又は所有権以外の財産権」に該当するものとして20年の消滅時効期間が適用されることになりそうである（同法第167条第2項）。しかし、判例上、解除権や再売買予約完結権などについて債権に準じて10年又は5年（商行為の解除権の場合）の期間制限に服するとされているように、債権に準じて取り扱うべきであるという考え方がある。例えば、無断転貸を理由とする賃貸借の解除権の期間制限について、賃貸人の一方的な意思表示で賃貸借関係を終了させることができるものであることから、債権に準ずるとして民法第167条第1項が適用されるとした判例がある（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1445頁）。再売買の予約完結権についても、債権と同視して同項が適用されるとした判例がある（大判大正10年3月5日民録27輯493頁）。借地法に基づく借地人の建物買取請求権についても、同様である（最判昭和42年7月20日民集21巻6号1601頁）。

他方で、形成権については権利行使による時効中断を観念しにくいいため、そもそも消滅時効の規定の適用がないとする見解もかねてから有力に主張されており、形成権一般の期間制限に関する現在の解釈論は、必ずしも安定していない。また、立法上の留意点として、形成権が一方的な意思表示により法律関係を変動させるものであるため、これに伴う不安定な状態を長期化させない考慮が必要であるという指摘や、形成権の期間制限には形成権行使によって生ずる債権の行使期間も含まれるかどうかを明確化する必要があるという問題点の指摘もされている。

規定の置き方としては、個別の形成権ごとに規定を置くという方法もある。しかし、形成権には様々なものがあることから、そのすべてについて期間制限に関する個別の規定を設けることは、現実的でない。そこで、形成権の期間制限一般について、原則的な規定を設ける必要があるのではないかが問題とされている。

## 2 形成権一般の期間制限の原則的規定を設ける考え方（甲案）

上記の問題意識を踏まえ、形成権一般の期間制限に関する原則的な規定を設けるべきであるという考え方があり得る。本文の甲案は、このような考え方に基づくものである。

形成権の期間制限の性質に関しては、時効か除斥期間かという議論があるが、形成権は権利者の一方的な意思表示で行使できるため、中断を考慮する必要がないことなどから、除斥期間と解されている。そこで、形成権には時効に関する規定が当然には適用されないことを前提として、時効と同様の規律を設けることの要否などが問題となり、例えば、本文甲案の①から⑤までのような項目の全部又は一部について規定を設けることが考えられる。なお、これらの規定は、あくまで通則的なものであり、必要に応じて個別の形成権ごとに異なる規律が設けることが想定されている。

### (1) 援用等の要否

形成権の期間制限の効果については、法律関係の安定という観点から第三者の利益を広く保護する必要があることから、時効の援用に相当する行為は要しないものとするという考え方がある。他方で、援用権者の範囲、援用権の放棄等に関する規律を形成権の期間制限にも及ぼすのが適当であるとして、援用に関する規定を設けるという考え方もあり得る。

### (2) 期間の起算点と長さ

形成権の期間制限に関する原則的な規定を設ける場合には、その期間の起算点と長さをどのように設定するのが問題となる。この点に関しては、例えば、債権の消滅時効と同様の規律とすることが考えられるので、本文甲案の②ではその旨を例示している。

### (3) 障害事由

形成権の期間制限についても、時効障害事由と同様の規律が及ぶものとするべきかどうか問題となる。

形成権は一方的な意思表示によって行使することができる権利であり、権利者にとって行使が容易である反面、権利者以外の者は法律関係が確定しない不安定な状態に置かれるという特質がある。このことを考慮すれば、法定代理人がない場合（民法第158条）のように客観的な事由に基づく時効の停止事由のみを準用すれば十分であるとの考え方があり得る。そこで、本文甲案の③では、このような考え方を例示している。

他方、取消権や解除権は、契約関係をめぐる紛争において、追完や損害賠償などと並ぶ救済手段の一つであることが少なくない。このため、他の救済手段をめぐって訴えの提起等がされている間に、取消権や解除権が独立に期間制限

にかかるといふ事態は、紛争解決の実情に照らして不都合であるとの指摘がある。このような観点からは、形成権とは別の権利が行使された場合であってもそれが当該形成権と一定の関連性を有するものであるときは、時効障害（時効期間の進行停止／時効の停止）が生ずるものとすべきであるという考え方があり得る（参考資料1 [検討委員会試案]・87頁）。もっとも、一定の関連性について、具体的にどのように要件化するかという困難な課題が残されている。

#### (4) 形成権の行使によって生ずる権利の時効

形成権に期間制限が設けられる場合に、形成権を行使したことにより生ずる権利について、形成権とは別個の時効が新たに進行すると考えるのか、それとも、その権利の行使も含めて形成権の期間制限に服すると考えるのかという問題がある。

このうち後者の考え方の理由は、形成権に期間制限を設ける趣旨は法律関係の早期確定にあるから、形成権の行使によって生ずる権利の実現までを含めて形成権の期間制限に服するものとしなければその趣旨が貫徹されないなどと説明されている。

これに対して、前者の考え方の理由としては、形成権とその行使によって生ずる権利とは別のものであることや、一方的な意思表示によって権利関係が変動することに伴う法的不安定さは形成権が行使されるに至れば解消されることなどが挙げられる（参考資料1 [検討委員会試案]・87頁、参考資料3 [時効研究会試案]・309頁、312頁）。前者の考え方が判例の立場であり、本文甲案の④は、この考え方を例示したものである。

#### (5) 形成権が防御的に行使される場合の期間制限

取消権や解除権を始めとする形成権は、相手方の請求を阻止するために防御的に行使されることが少なくないが、このような場面で、期間制限によって形成権が行使できなくなるのは適当でないとする考え方が学説上古くから主張されている（参考資料1 [検討委員会試案]・87頁）。本文甲案の⑤は、このような考え方を取り上げたものである。

### 3 取消権・解除権を対象に期間制限の原則的規定を設ける考え方（乙案）

形成権一般の期間制限に関する原則的な規定を設けるという考え方（甲案）に対しては、形成権には様々なものが含まれており、例外を設けない限り原則規定が適用されるという規定の形式に適さないのではないかという批判があり得る。これを踏まえて、代表的な形成権であると考えられる取消権や解除権のみを対象として、期間制限に関する必要な規律を明文化するという考え方があり得る。本文の乙案は、このような考え方を取り上げたものである。この考え方では、必要に応じて他の形成権にも個別の期間制限の規定を設けることがあり得るものの、特に個別の規定が設けられない形成権については、代表的な形成権である取消権等の規律を参照しつつ、解釈上、必要な規律を及ぼしていくことが想定されている。

### 4 原則的規定を設けない考え方（丙案）

以上に対して、本文の丙案は、形成権の期間制限に関する規律をこれまでと同様に解釈に委ねることとするものである。

## 5 その他

### (1) その他の財産権の消滅時効

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効（民法第167条第2項）については、債権についての原則的な時効期間の見直しに関わらず、行使することができる時から20年という規律を維持することとしてはどうか。

○中間的な論点整理第36, 5 [116頁(288頁)]

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効（民法第167条第2項）に関しては、債権の消滅時効に関する検討の結果を踏まえ、起算点や期間の長さを見直す必要がないかどうかについて、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 6(1)[40頁]】

-----  
: 《参考・現行条文》 :  
: (債権等の消滅時効) :  
: 第167条 (略) :  
: 2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。 :  
-----

(補足説明)

債権の原則的な時効期間と起算点については、見直すかが論じられているが（前記1(2)参照）、債権又は所有権以外の財産権（その他の財産権）については、特に見直しの必要性が指摘されておらず、現在の「20年間行使しないとき」（民法第167条第2項）という規律を維持することが考えられる。本文は、このような考え方を提案するものである。

この点について、第12回会議においては、特段の意見はなかった。

### (2) 取得時効への影響

取得時効（民法第162条以下）に関しては、消滅時効を対象として時効障害事由（前記2）や時効の効果（前記3）に関する検討を進めた後、それを取得時効にも適用があるものとするかどうか等について検討することとしてはどうか。

○中間的な論点整理第36, 5 [116頁(288頁)]

取得時効（民法第162条以下）に関しては、消滅時効を対象として時効障害事由（前記2）や時効の効果（前記3）に関する検討を行った後、それを取得時効にも適用があるものとするかどうか等について、更に検討してはどうか。

【部会資料14-2第2, 6(2)[40頁]】

(補足説明)

取得時効は、民法（債権関係）の規定の見直しにおける主要な検討課題ではないが、時効総則（民法第1編第7章第1節）に置かれている時効障害事由や時効の効果に関する規定の見直しに伴って、この見直しの影響を取得時効（同章第2節）にも及ぼすかどうかを検討課題となり得る。

もっとも、この点については、消滅時効に関する見直しの内容についてある程度の見通しを立てた後（例えば、中間試案の取りまとめ後）に検討に着手するのが相当であると考えられる。本文は、このことを提案するものである。

なお、時効に関しては規定の配置についても議論があるが、この点については、中間的な論点整理の検討順序に従って、第2ステージにおける1巡目の検討の最後に取り上げることとする。

## 第2 債権の目的

### 1 債権の目的（民法第399条）

債権の目的に関し、金銭による評価可能性を要しない旨を規定する民法第399条については、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 同条を削除するものとする。

【乙案】 同条を存置するものとする。

#### ○ 中間的な論点整理第1, 1 [1頁(8頁)]

債権の目的について金銭での評価可能性を必要としない旨を規定する民法第399条に関しては、民法典において原則的な事項をどの程度まで明文化すべきであるかという観点から、同条のような確認的な規定の要否について、債権の定義規定を設けることの是非と併せて、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 2 [2頁]】

《参考・現行条文》

(債権の目的)

民法第399条 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。

(補足説明)

1 債権の目的につき金銭による評価可能性を要しないとする民法第399条については、同条は当然の内容を定めたものであり、その存在意義は乏しいとして削除すべきであるとの考え方がある。本文の甲案は、この考え方に基づく提案である。

一方、民法第399条には原則を確認する意義があり存置すべきであるとの考え方もある。第19回会議においても、保険法第3条が「損害保険契約は、金銭に見積も

ることができる利益に限り、その目的とすることができる。」と規定していることとの対比で、一般法である民法に、債権につき金銭による評価可能性が不要であるとの原則規定を存置する意義があるとの指摘があった。本文の乙案は、これらを踏まえて、民法第399条の存置を提案するものである。

この論点については、請求力等に関する明文規定の要否（中間的な論点整理第2，1），契約に関する基本原則等（同第22）など、原則的な内容を明文化するか否かが問題となる他の論点とのバランスにも留意して、検討する必要がある。

2 第19回会議においては、債権の定義規定を設けることを検討すべきであるとの意見もあった。民法における基本的な概念は、できる限り容易に理解できるようにすべきであるとの考え方である。

もっとも、この考え方には、債権を分かりやすく、かつ、異論のない内容で定義することが可能かどうかという問題があるように思われ、実際に具体的な立法提案も見当たらないことから、本文ではこれを取り上げていない。債権は請求力や訴求力その他種々の権能の総体であるとも見ることができ、債権そのものを定義する代わりに、債権の基本的効力を明文化することにより、国民一般に対して債権とは何かを分かりやすく示すという選択肢もあり得るように思われる。

## 2 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条）

### (1) 特定物の引渡しの場合の注意義務

特定物の引渡しの場合における債務者の保存義務とその内容を定める民法第400条に関しては、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 同条を削除する（保存義務に関する規定を設けない）ものとする。

【乙案】 同条の規定内容を改め、債務者は契約及び目的物の性質に従って定まる方法により目的物を保存しなければならない旨の規定を設けるものとする。

【丙案】 同条を維持するものとする。

○中間的な論点整理第1, 2(1) [8頁(8頁)]

特定物の引渡しを目的とする債務における債務者の保存義務とその内容を定める民法第400条に関しては、契約で定められた品質・性能を有する目的物の引渡しが行期にあったか否かを問題にすれば足りるとして不要とする意見や、契約解釈が困難な事例もあるため任意規定として存置する意義があるとする意見、契約等で定められた内容の保存義務を負うと規定する点には意義があるが、その保存義務の内容を一律に「善良な管理者の注意」と定める点は見直すべきであるという意見があった。このような意見を踏まえて、同条の規定の要否やその規定内容の見直しについて、担保責任の法的性質に関する議論(後記第39, 1(1)及び2)との整合性に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 3 [3頁]】

《参考・現行条文》

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

民法第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

(補足説明)

- 1 民法第400条の取扱いに関しては、第19回会議において、いわゆる特定物ドグマを否定する見地から、契約で定められていた品質・性能を有する目的物を引き渡したか否かを問題にすれば足りるから、同条は不要であるとして削除すべきであるとの意見があった。また、同じく特定物ドグマを否定する見地から、同条をそのまま存置すれば、特定物の目的物引渡債務の不履行について、善良な管理者の注意を尽くせばそれで免責されると理解されてしまうおそれがあり、これは特定物ドグマを否定する立場とは整合しないから、契約各則で個別の契約類型ごとに保管義務を規定するのは格別、一般的な保管義務の規定を設ける必要はないとの意見もあった。本文の甲案は、このような意見等を踏まえて、同条の削除を提案するものである。
- 2 民法第400条の存置の要否を判断するに際しては、同条による規律が実際にどのような場面で機能するものであるかが問題となる。

民法第400条の規律が機能する場面の一つとして、保管中に目的物が損傷した場合に、善管な管理者の注意による保存義務違反を根拠に損害賠償請求をする場合が考えられる。もっとも、特定物引渡義務につき目的物の品質が債務内容に含まれ得るとする立場からは、引渡しの時点で契約に適合した状態でなければ、引渡債務の不完全履行を理由とする損害賠償請求で処理すれば足りるとの批判がある。

他方、目的物引渡債務の不完全履行を理由とする損害賠償請求に対して、保存義務を尽くしたことが免責事由として機能し得るとの指摘がある。しかし、瑕疵

が契約締結前から存在し、契約締結後の債務者の保存の態様に注意義務違反がなかったとしても、特定物引渡義務につき目的物の品質が債務内容に含まれ得るとする立場からは、瑕疵の存在が契約に適合しないと評価される限り、債務者は契約責任を免れず、保存義務を尽くしたことが免責事由となるわけではないと考えられる。なお、この点は、債務不履行責任の帰責事由（免責事由）の在り方（中間的な論点整理第3，2(2)）との整合性にも留意して検討する必要がある。

- 3 また、民法第400条のような保存義務に関する規定を存置するとしても、「善良な管理者の注意」という文言では、契約の趣旨等から離れて客観的に保存義務の内容が定まっていると誤解されるおそれがあり、規定内容の見直しが必要であるとの指摘がある。本文の乙案は、このような指摘等も踏まえて、同条を存置しつつ、保存義務の内容が契約及び目的物の性質による定まる旨を明示する規定に改めるとの考え方を取り上げたものである。
- 4 もっとも、民法第400条の「善良な管理者の注意」という文言の下でも、契約の解釈によって具体的な保存義務の内容が定まると解することは、何ら否定されていないとも考えられる。他方、「善良な管理者の注意」という文言は、「自己の物に対するのと同じの注意」（民法第659条参照）との対比で、当該立場にある標準的な人として払うべき注意という注意義務の水準を示すものとして定着していることから、当事者の合理的意思の内容を示す補充的・一般的な規定として民法第400条を維持し、「善良な管理者の注意」という文言を残すという考え方もあり得る。本文の丙案はこのような考え方に基づくものである。
- 5 なお、本文の乙案を採用する場合には、契約を原因としない特定物引渡義務における保存義務の取扱いをどうするかも検討する必要がある。この点については、当該保存を義務付けている規範により定まる方法による保存義務を負うといった趣旨の規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。
- 6 本論点の検討に当たっては、債務不履行責任の帰責事由（免責事由）の在り方に関する議論（中間的な論点整理第3，2(2)）、売買契約における売主の担保責任の在り方（とりわけ特定物ドクマの採否）に関する議論（中間的な論点整理第39，1(1)）との整合性にも留意する必要がある。

## (2) 贈与者の保存義務の特則

贈与者の目的物の保存義務に関しては、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 贈与者は、目的物につき自己の財産に対するのと同じの注意をもって保存すべき旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 贈与者の保存義務につき、特段の規律を設けないものとする。

○中間的な論点整理第1, 2(2) [1頁(9頁)]

特定物の引渡しを目的とする贈与の贈与者が負う目的物保存義務の内容に関して、現在は民法第400条が適用されているところ、贈与の無償性を考慮して、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって保存すべき旨の特則を新たに規定すべきであるという考え方について、特定物の引渡しの場合一般の注意義務に関する議論(前記(1))との整合性に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 3(関連論点)[4頁]】

(補足説明)

1 現行民法においては、贈与者の目的物保管義務につき特別の規定はなく、「善良な管理者の注意」をもって保存することを求める民法第400条が贈与者にも適用されると解されている。この点につき、贈与契約の無償性を踏まえると「善良な管理者の注意」による保存義務を負わせるのは贈与者に酷であることや、無償寄託における受寄者の保存義務を「自己の財産に対するのと同じの注意」で足りるとする同法第659条との均衡等を理由として、贈与者についても、自己の財産に対するのと同じの注意をもって目的物を保存すれば足りる旨の特則を設けるべきであるとの考え方があり得る。本文の甲案は、このような考え方に基づく提案である。

2 乙案は、贈与者の保管義務について特段の規定を設けないことを提案するものである。乙案の理由には、幾つかの異なる立場からのものが考えられる。

そもそも特定物債務一般につき、債務者の保存義務に関する規定は不要であるとの考え方がある(前記(1)の甲案)。第19回会議においても、贈与契約に関して、契約で定められた品質・性能を有する目的物の引渡しがあったか否かを問題にすれば足り、要求される目的物の品質につき、無償性を考慮するなどしてゆめめに解釈すれば、贈与契約に関する保存義務の特則も設ける必要はないとの意見があった。また、契約及び目的物の性質等により定まる方法により保存すべき旨の規定を設けるという考え方(前記(1)の乙案)からも、この規定の適用に当たって贈与契約の無償性を考慮すれば足りるという理解があり得る。

このほか、甲案そのものへの批判として、贈与には、個人的な人間関係に基づくものから合理的な経済取引に関連して行われるものまで多種多様なものがあることを指摘し、一律に贈与者の保存義務を自己の財産に対するのと同じとすることに疑問があるとする考え方もあり得る。

### 3 種類債権の目的物の品質(民法第401条第1項)

種類債権の目的物の品質を定める民法第401条第1項については、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 同項を削除するものとする。

【乙案】 同項を存置するものとする。

○中間的な論点整理第28, 2 [87頁(214頁)]

債権の目的を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならないと規定する民法第401条第1項に関しては、契約で定められた品質の目的物の引渡しの有無を問題にすれば足りるので不要であるという意見と、契約解釈が困難な事例もあるため任意規定として存置すべきであるという意見があったことを踏まえて、規定の要否について、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 4 [4頁]】

《参考・現行条文》

(種類債権)

民法第401条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

2 (略)

(補足説明)

種類債権の目的物の品質につき、当事者の合意等から定まらない場合に中等の品質のものを引き渡すべき旨を定める民法第401条第1項については、目的物の品質については契約の解釈の問題に帰着するから同項の存在意義は乏しいとして、削除すべきであるとの考え方がある。そもそも契約において目的物の品質を黙示にも定めないことは考え難く、同項は商品の等級が少なく、コミュニケーションのコストが高かった時代の規定であるとの指摘もある。本文の甲案は、これらを踏まえて、同項の削除を提案するものである。

これに対して、民法第401条第1項については、契約解釈等が困難な事例もあるから同項を任意規定として存置する意義があるとの考え方もある。本文の乙案は、このような考え方に基づくものである。

なお、民法第401条第1項を存置するのであれば、同項の規定内容が法定債権にも通ずるものであるのか、専ら契約に関する補充規定とすべきものであるかを検討し、規定の置き場所を考える必要があるとの指摘がある。

#### 4 種類債権の目的物の特定(民法第401条第2項)

##### (1) 種類債権の目的物の特定

ア 種類債権の目的物の特定に関する民法第401条第2項については、特定が生ずる事由として、債権者と債務者の合意による目的物の指定を付け加えるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

イ 種類債権の目的物が特定した後であっても、債権者に格別の不利益を与

えない等の一定の場合には、債務者は目的物を同種同量の別の物に変更することができる権利（いわゆる変更権）を有する旨の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第1, 3 [87頁(215頁)]

種類債権の目的物の特定に関する民法第401条第2項については、契約解釈の問題に解消できるとして不要とする意見と、任意規定として存置する意義があるとする意見があったことを踏まえて、規定の要否について、更に検討してはどうか。

また、規定を存置する場合には、債権者と債務者の合意によっても特定が生ずる旨を新たに規定する方向で、更に検討してはどうか。

さらに、判例が認める変更権（種類債権の目的物が特定した後であっても、一定の場合には、債務者がその目的物を同種同量の別の物に変更することができる権利）については、単に「債権者の利益を害さないこと」を要件とするのでは要件が広すぎるとの指摘があることも踏まえ、具体的かつ適切な要件設定が可能か否かに留意しつつ、明文化の要否について、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 5 [5頁]】

《参照・現行条文》

(種類債権)

第401条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

2 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

(比較法)

- ・国際物品売買契約に関する国際連合条約第65条
- ・ドイツ民法第243条
- ・フランス民法1585条
- ・共通欧州売買法に関する欧州議会および理事会規則に向けた提案第141条

(補足説明)

1 種類債権における目的物の特定の効果については、現行法のもとではおおむね次のように説明されている。

- ① 原則として、目的物の特定の時点で所有権が債務者から債権者に移転する（最判昭和35年6月24日民集14巻8号1528頁）。
- ② 特定後、債務者の負う義務が、調達義務から善良な管理者の注意による保存

義務（民法第400条）に切り替わる。

- ③ 特定後に目的物が滅失した場合、引渡債務は履行不能となり、滅失に関する債務者の帰責事由の有無に応じて、危険負担（民法第534条）または債務不履行による損害賠償が問題となる。

もっとも、②の効果については、「善良な管理者の注意」による保存義務を規定する民法第400条の要否が問題とされ（前記2(1)参照）、③の特定物の危険負担における債権者主義については、その見直しが検討されていることに留意する必要がある（中間的な論点整理第6, 3）。

- 2 種類債権の目的物の特定に関する民法第401条第2項については、第19回会議において、特定に関する問題は契約内容の解釈に解消され得るとして規定を不要とする意見があった。しかし、目的物の引渡しに関する実際上の法律関係を整理する上で、種類債権の特定は重要な概念であり、上記1のような機能を有していることから、これに関する同項の規定は存置すべきであると考えられる。そこで、この意見は、本文では取り上げなかった。
- 3 本文アは、当事者の合意による目的物の指定を、特定を生ずる新たな原因として追加することを提案するものであり、学説上争いのないところを明文化するものである。これに対しては、当事者の合意により特定が生ずるのは当然のことであって、明文化するまでもないとの異論もあり得る。
- 4 本文イは、種類債権の目的物が特定した後であっても、一定の場合には、債務者がその目的物を同種同量の別の物に変更することができる権利（いわゆる変更権）を明文化するという考え方を取り上げたものである。

もっとも、変更権を認めたとされる判例（大判昭和12年7月7日民集16巻1120号）は、株券の返還義務につき、株主名簿の名義書換前であって株券番号が異なる株券を交付しても債権者に不利益を与えないと認められる事案であるが、同判例のみから変更権の一般的な要件を抽出するのは困難である。変更権を明文化するかどうかの検討に当たっては、債権者に不当な不利益を与えないための適切な要件設定の在り方につき検討する必要がある。適切な要件設定が困難と考えられる場合は、変更権が問題となる場面の解決を契約解釈又は信義則の適用などに委ねることも考えられる。

## (2) 種類物贈与の特定に関する特則

種類物の贈与における目的物の特定に関しては、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 種類物贈与の贈与者は、目的物を指定する権利を有する旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 種類物贈与の目的物の特定につき、特段の規定を設けないものとする。

○中間的な論点整理第1, 4(2) [2頁(11頁)]

種類物贈与の贈与者は、当然に目的物を指定する権利を有する旨の特則を置くべきであるという考え方については、贈与者に指定権を当然に付与することが贈与の実態を適切に反映しているかという点に疑問を呈する意見があったことを踏まえて、種類債権の目的物の特定に関する議論(前記(1))との整合性に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 5(関連論点) [7頁]】

(補足説明)

贈与契約では、契約内容の決定に主導的な役割を果たすのが贈与者であることが多いことから、このような贈与契約の性質を考慮して、種類物贈与の贈与者は当然に目的物を指定する権利があるものとすべきであるとの考え方がある。本文の甲案は、この考え方等を踏まえて、種類物贈与の目的物の特定に関する特則を設けることを提案するものである。

これに対して、第19回会議においては、受贈者が目的物の指定権を持つ贈与もあり得るから、贈与者が当然に指定権を有するとすることには疑問があるとの指摘があった。本文の乙案は、このような指摘等を踏まえて、種類物贈与の特定につき特段の規定を設けないことを提案するものである。もっとも、甲案に基づいて設けられる規定は任意規定であるから、甲案も、受贈者に目的物の指定権があるとする特約を否定するものではなく、意思を補充する規定を設ける前提として、贈与者が指定権を有するのが一般的であると言えるかどうかが問題とされるべきであると考えられる。

## 5 法定利率(民法第404条)

### (1) 利率の見直しと変動制の導入の要否

ア 民法第404条が定める利率(年5分)については、今日の市場金利等の水準に見合ったものに改めることとしてはどうか。また、金銭債務の不履行による損害金の利率(民法第419条第1項)について、法定利率に一定の数値の加算等をしたものとするという考え方は、採らないこととしてはどうか。

イ 法定利率についての現行の固定制を改め、一定の期間ごとに一定のルールに従って市場金利等を考慮して法定利率を変更し得る仕組み(利率の変動制)を採用するとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

仮に、利率の変動制を採用する場合には、以下のような項目について、一定のルールを定めることが考えられるが、どのように考えるか

- ① 参照すべき指標とそれに基づく利率の算定方法
- ② 利率変更が行われ得る時点の間隔
- ③ 利率変更と個別の債権への適用関係

○中間的な論点整理第1, 5(1) [2頁(11頁)]

法定利率として利率の変動制を採用することについては、これに賛成する立場から具体的な規定方法について様々な意見があった一方で、法定利率が現実に機能する場面は限定的であり、その場面のために利率の変動制を導入する意義があるのか等の疑問を呈する意見や、法定利率が用いられる場面に応じて適切な利率は異なるため、一律に法定利率を定めるのではなく、個別具体的な場面ごとに適切な利率を定めることを検討すべきではないかという意見があった。これらの意見を踏まえて、利率の変動制への見直しの要否について、法定利率が用いられる個別具体的な場面に適した利率の在り方及び利率の変動制を採用する場合における具体的な規定方法（例えば、利息等が発生している期間中に利率が変動した場合に、当初の利率で固定するか適用利率を変動させるか。）等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 6 [7頁]】

○中間的な論点整理第1, 5(2) [3頁(11頁)]

仮に法定利率を利率の変動制とした場合における金銭債務の遅延損害金を算定する利率に関して、法定利率に一定の数値の加算等をしたものにすべきであるという考え方については、金銭債務の遅延損害金について制裁的要素を導入することになり得る点を肯定的に捉える意見と否定的に捉える意見があったほか、金銭債権の発生原因によって制裁的要素が妥当しやすいものとしづらいものがあるという意見や、制裁的要素の導入に否定的な立場から、法定利率を超える損害については金銭債務における利息超過損害の損害賠償を認めることで対処すべきであるという意見等があった。このような意見を踏まえて、金銭債務の遅延損害金を算定する利率を法定利率よりも高くすることの当否について、金銭債務の発生原因の違いや金銭債務において利息超過損害の賠償を認めるかという点（後記第3, 6(2)）との関連性に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 6（関連論点）1 [9頁]】

《参照・現行条文》

(法定利率)

民法第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(金銭債務の特則)

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2・3 (略)

(比較法)

- ・ドイツ民法第246条, 第247条, 第288条
- ・ドイツ商法第352条
- ・フランス民法1907条, 1153条
- ・フランス通貨金融法典L. 313-2条, L. 313-3条
- ・フランス商法L. 441-6条第8項
- ・イタリア民法第1284条
- ・ヨーロッパ契約法原則9:508条
- ・ユニドロワ国際商事契約原則第7.4.9条

(補足説明)

#### 1 利率の見直し(本文ア)

(1) 民法第404条が定める年5パーセントという利率は,今日の市場金利等の水準を大きく上回る状況が続いており,その見直しが必要であるとの指摘がされている。本文アの前段は,このような指摘を踏まえ,同条の利率を今日の市場金利等を反映したものに改めることを提案するものである。

(2) 法定利率が適用される具体的な場面としては,民法上,①利率を定めずに利息を付す旨を合意した場合(同法第404条),②金銭債権の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合(同法第419条第1項),③不当利得として利息を返還する場合(同法第704条)がある。

①は,具体的には金銭消費貸借契約等の契約により発生する債権が対象となる。また,②は,契約により発生する債権のほか,いわゆる法定債権(事務管理,不当利得,不法行為を原因とする債権)が対象となる。

①については,当事者間で利息を付する合意をしながら利率を定めないという事態は,ほとんど想定されないとの指摘がある。法定利率が実務上問題となるのは,基本的に②と③であり,そのうちでも不法行為(民法第709条)に基づく損害賠償請求権の遅延損害金や不当利得(同法第704条)に基づく利息の返還に適用される場合が多いと言われている。

加えて,明文はないものの,判例(最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁)は,④損害賠償額算定における中間利息控除に用いる割合は,法定利率を用いるべきであるとしている。

利率の見直しに関する議論の進め方については,法定利率の適用場面ごとに区別をして検討するべきであるとの意見があった。そこで,以下の検討においては,法定利率が実際上もっとも適用される場面であるとされる②(金銭債務の不履行の遅延損害金)の場面と③(不当利得としての利息返還)を念頭に置くこととし,①(利率の合意がない場合の補充)の場面の取扱いについては,必要に応じて後で補充的に検討することとする。また,④(中間利息の控除)の場面については,法定利率の本来の適用場面ではなく,損害賠償額の算定方法とも関連する問題なので,別に取り扱うこととする(後記(2)参照)。

このほか,民法以外の法律で法定利率を利用しているものを一覧しておくこと,

①将来債権の現在価値への換算に法定利率による中間利息の控除を行う場合(民事執行法第88条第2項, 破産法第99条第1項第2号等), ②手形訴訟及び小切手訴訟の利用が認められる附帯請求の要件とされる場合(民事訴訟法第350条, 第367条等), ③特定商取引に関する法律や割賦販売法において業者による損害賠償額の制限に法定利率を用いている場合(特定商取引に関する法律第10条, 割賦販売法第6条等) などがある。

- (3) 金銭債務の不履行による遅延損害金(民法第419条第1項)を念頭に置いて検討する場合に, まず, 法定利率によって債権者に確保させる利益を, 債権者にとっての資金の運用利益の観点(法定利率により, 履行期に金員を受領して直ちに運用すれば得られたはずの利益を補てんする。)から決定するか, 債権者にとっての通常の調達コスト(借入金利)の観点(法定利率により, 履行期に受領できるはずの額と同額の金員を他から入手するのに要するコストを補てんする。)から決定するかという問題がある。

第19回会議においては, この点が議論になり, 調達金利は実際に資金を必要とした債権者にとっての特別損害とも言うべきものであって, 一般的な損害の補てんとしては債権者にとっての運用利益の観点によるべきであるとの意見があった一方, 調達コストの観点も考慮すべきであるとする意見もあった。後者の意見は, 調達コストとして例えば消費者金融の貸出利率を参照するならば, 現在の年5パーセントという法定利率の水準は必ずしも高いものとは言えないと指摘する。しかし, 金銭債務の不履行による損害賠償の一般的な水準を考えると, 調達コストの観点を無視するのは適当でないとしても, 債権者にとっての運用利益の観点を基本とすべきことには異論がなく, 意見の差異は, 調達コストの観点をどの程度重視するかというニュアンスにとどまるように思われる。この論点は, 金銭債権につき利息超過損害の賠償を認めることとするか否かの検討(中間論点整理第3, 6(2)参照)とも関連するという指摘がある。

他方, 利率の合意がない場合の補充規定という場面で考えてみると, 任意規定として標準的な内容としては, やはり貸し手の側の調達コストよりも借り手の側の運用利益の方を基本として考えるのが相当であるように思われ, 金銭債務の不履行による損害金の利率の場面との対比で, 特に異なる取扱いをすべき要請は見当たらないように思われる。

- (4) また, 金銭債務の不履行による遅延損害金に関しては, 金銭債務の早期履行を促進するため, 法定利率に一定の数値を加算又は一定の割合を乗じるなどして高くした利率を採用するという考え方がある。第19回会議においては, 紛争の早期解決に資するとしてこのような考え方に賛成する意見があり, また, 労働基準法第114条の付加金制度の存在等を指摘して, 労働契約において使用者による賃金支払遅延や不当解雇を抑制する効果があり得るとの意見もあった。比較法的にも, 金銭債権の遅延損害金につき, 法定利率より高率の利率を採用する立法例がある。

しかしながら, 我が国の損害賠償制度は基本的に損害填補であるとされており,

これに懲罰的要素を盛り込むことには疑問がある。判例にも、不法行為制度についてであるが、損害賠償制度の目的は不利益の補填であって、加害者への制裁等は反射的、副次的な効果に過ぎない旨言及したものがあり（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）、このような理解は、我が国における損害賠償制度についての考え方として定着していると考えられる。また、遅延損害金にのみ履行促進のために懲罰的要素を盛り込むことに対しては、物の引渡債務等の他の種類の債務との均衡を欠くのではないかとの問題がある。さらに、高率の遅延損害金を目当てとする意図的な訴訟遅延等を誘発するおそれがあるとの指摘や、その裏返しとして、権利の存否及び数额を争いたい者にとって過剰な負担となり得るとの指摘など、さまざまな実際上の不都合も指摘されている。このほか、労働契約における使用者による賃金支払遅延や不当解雇の抑制という観点からの意見については、その当否は別として、金銭債務の不履行による損害金の一般的な問題として対処することは適当でないと考えられる。

以上を踏まえ、本文アの後段では、金銭債務の不履行による損害金の利率について法定利率に一定の数値の加算等をしたものとするという考え方は採らないことを提案している。

## 2 利率の変動制の採否（本文イ）

- (1) 現行の法定利率制度が年5パーセントの固定制であること（民法第404条）については、一時的な見直しを行うだけでなく、将来にわたって市場金利等の動向を利率の水準に反映することを制度的に担保するために、一定のルールに従って市場金利等を考慮して法定利率を変更し得る仕組み（利率の変動制）に改めるべきであるとの考え方がある。本文イは、このような考え方を取り上げるものである。

第19回会議においては、現行の5パーセントの固定利率が現在の市場金利の実勢と余りに乖離しているとして、利率の変動制への移行に賛成する意見があった一方で、法定利率が機能する場面は限られており、運用のコストも考慮すると変動制に改める意義には疑問があるなどとして、利率の変動制に対して消極的な意見もあった。

以下においては、仮に変動制を採用するとした場合における具体的な課題について、検討を進める。問題となるのは、①参照すべき市場金利等の指標や、その指標に基づく法定利率の算出方法（後記(2)）、②法定利率の変更が行われ得る時点の間隔（後記(3)）、③利率の変更が生じた場合における個別の債権への適用関係（後記(4)）などである。

- (2) 市場金利等を考慮して法定利率を変更し得る仕組みを設ける場合に、どのような金融市場等の指標を参照するのかという問題がある。金銭債務の不履行による損害金の利率について、債権者の運用利益として一般的に想定されるところを基本として考えるとしても（上記1(3)参照）、どのような指標を参照すべきであるかは一義的には決まらないので、各種の金融市場（コール市場や債券市場等）の特質等を踏まえた検討をする必要がある。

具体的には、例えば、基準割引率及び基準貸付利率（かつての公定歩合。日本銀行法第15条第1項第1号及び第2号）、短期国債の発行金利（後記フランスの立法例）や「TIBOR（Tokyo InterBank Offered Rate。全国銀行協会が公表している無担保コール市場の実勢を示す金利指標）」などの金利指標等が考えられる。このうち、基準割引率については、租税特別措置法により、利子税がこれに連動するものとして定められている。

指標に基づき法定利率とすべき具体的な数値を算出する方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① ある基準日における金利指標をそのまま採用する方法
- ② 基準日前の一定期間内（例えば、6か月間）の金利指標の平均を採用する方法

①又は②のような計算方法により算出した数値に、更に一定の数値を加算したり、一定の割合を乗じたりすることも考えられる。

変動の幅が過大にならないよう安定性を重視すれば、②のような方法を採用することとなる。また、安定性の重視という観点からは、上記の計算方法により算出された数値が、従前の法定利率と比べて一定の有意な差異がある場合に限り、変更を行うものとするとも考えられる。この点は、後記(3)の変更が行われ得る時点の間隔という問題ともかかわる。

なお、フランスでは、法定利率制度につき、1975年に固定金利制から変動制に移行し、その利率としてフランス銀行の割引率を用いることとしたが、フランス銀行が1971年から割引率を改訂せず、割引率自体が市場の実勢から乖離するようになったことから、1989年に法定利率制度を再度改め、法定利率は「直近12か月における各月の13週物固定利率財務省証券のオークションでの数率的利率の平均値の算術平均に一致する」として、具体的な利率は政令（デクレ）によるものとしている（諸外国の立法例の詳細については部会資料19-2〔11頁〕参照）。

- (3) 利率の変動制の導入に際しては、利率の変更が行われ得る時点の間隔をどのようにするかも検討する必要がある。

この点については、利率の改訂に伴って生ずる実務上の事務負担を考慮し、安定性を重視する観点から、例えば、1年又は半年に1回といった間隔で法定利率の見直しが行われるものとするのが考えられる。

また、事務負担の軽減や安定性の重視という観点からは、あらかじめ定められたルールに基づいて算出された数値が、従前の法定利率と比べて一定の有意な差異がある場合に限り、変更を行うものとするのが考えられる。小幅な変更が繰り返されることは、実務的な負担がいたずらに重くなり、適当でないと考えられるからである。

- (4) 利率の変動制を採用した場合には、個々の債権について、どの時点の法定利率が適用されるかを検討する必要がある。一回的な改正であれば、改正ごとに経過措置として定めることが想定される事項であるが、将来にわたって繰り返

し変動する制度を導入するに際しては、あらかじめルール化を図っておく必要があると考えられるからである。具体的には、以下のような点が問題となる。

まず、個々の債権につき、どの時点における法定利率が適用されるのか（利率決定の基準時）を検討する必要がある。

この点については、金銭債務の不履行による損害金の利率としては、履行期（貸金債権であれば返済期、不法行為債権であれば不法行為時）を基準時とすることが考えられるほか、契約関係から生じる債権（契約が無効・取消しとなった場合の不当利得債権を含む。）については、契約時を基準時とすることも考えられる。他方、当事者の合意がない場合に補充的に適用される利率に関しては、契約時を基準とすることが考えられる。

また、債権の存続中に法定利率が変更された場合に、当該債権に適用される利率も変更されるものとするかどうかとも問題となる。積極と消極の二つの考え方があり得る。

金銭債務の不履行による損害の補てんに関して、債権者による運用利益という観点で考えるのか、調達コストという観点から考えるのかという議論（上記1(3)参照）とは必ずしも関連せず、どちらの観点からも、積極・消極のいずれの考え方もあり得るように思われる。

適用する利率が債権の存続中に変更されることにより、損害金の計算等が煩瑣になるという問題と、長期間にわたり損害金が発生することが想定される場合に市場金利との乖離が生じ得るという問題があり、その比較考量が必要であると考えられる。前者の問題については、例えば、利率変更が行われ得る時点をも1年に1回程度とし、かつ、指標の変動幅が少ないときは利率の変更をしないといったように、変動のルールを控えめなものとすることにより、ある程度は緩和することができるとも考えられるが、どのように考えるか。

### 3 商事法定利率（商法第514条）との関係について

商行為によって生じた債務の法定利率は年6パーセントの固定利率制とされている。民法の法定利率より1パーセント加算されているのは、商人であれば非商人よりも有利に資金を運用できるはずであるなどの考えに基づくと説明されている。民法の法定利率を変動制に改める場合には、商事法定利率の在り方についても別途検討が必要となることに留意する必要がある。

## (2) 中間利息控除

法定利率に関する利率の変動制を採用する場合（前記(1)イ参照）には、損害賠償の額を算定する際の中間利息控除の要否については引き続き解釈に委ねた上で、仮に中間利息控除を行うとしたときに用いるべき割合について、変動制を採らない可能性も含めて、法定利率とは異なるルールに基づいて定めることとしてはどうか。

○中間的な論点整理第29, 1(2) [88頁(217頁)]

将来取得されるはずの純利益の損害賠償の支払が、現在の一時点において行われる場合には、支払時から将来取得されるべき時点までの運用益を控除する必要がある(中間利息控除)とされている。この中間利息控除に関して、判例が、控除すべき運用益の計算に法定利率を用いるべきであるとしている点については、その合理性に疑問を呈し、見直しを検討すべきであるという意見が複数あったが、具体的な検討の在り方については、中間利息控除だけでなく賠償額の算定方法全体の問題と捉えるべきであるという意見や、将来の請求権の現在価額への換算という問題との関係にも留意する必要があるという意見等があり、また、現時点において立法により一定の結論を採用することに対して慎重な意見があった。このような意見をも踏まえて、中間利息控除及び賠償額の算定方法の在り方を立法的に見直すことの可否について、将来の請求権の現在価額への換算という問題との関係や、取引実務及び裁判実務に与える影響等に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 6(関連論点)2 [10頁]】

(補足説明)

- 1 中間利息控除は、損害賠償額の算定に当たり、将来の逸失利益を現在価値に換算するために、損害賠償額の基準時から将来利益を得られたであろう時までの利息相当額(中間利息)を控除するものである。中間利息控除に用いる割合につき、判例は、法的安定性や統一的処理の必要性等を理由に、民事法定利率である年5パーセントを用いるべきであるとする(最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁)。また、損害賠償額の算定とは異なるが、この判例が引用しているように、将来債権の現在価額への換算につき、法定利率による利息相当額を控除する旨の規律を設けているものがある(民事執行法第88条第2項、破産法第99条第1項第2号等)。

法定利率に関して利率の変動制を採用する場合には、中間利息控除に関する上記判例に基づく実務運用への影響を考慮する必要がある、その解決策を示さないと混乱が生ずるおそれがあるとの指摘がある。

- 2 本文は、法定利率につき利率の変動制を採用する場合における中間利息控除の取扱いに関して、損害賠償の額を算定する際の中間利息控除の要否については引き続き解釈に委ねた上で、仮に中間利息控除を行うとしたときに用いるべき割合については、法定利率とは異なるルールに基づいて定めることを提案するものである。

中間利息控除の要否そのものは解釈に委ねるとしているのは、今回の民法(債権関係)の見直しの対象範囲との関係で、主に不法行為の損害賠償の額の算定に関して議論されているテーマについて、正面からその可否を論じるのは困難であると考えられるからである。

本文に記載した「法定利率とは異なるルール」としては、まず、中間利息控除に用いるべき割合については変動制を採らないという選択肢があり得る。

また、仮に変動制を採るとしても、その指標については、例えば、基準割引率及び基準貸付利率や国債の利回り等の過去数十年にわたる平均値を算出する方法によるという考え方があり得る。なお、企業価値算定をはじめとした割引現在価値算定の実務においては、割引率の算定に際して代表的な安全資産である国債の利回りを用いることが多いようである。

さらに、中間利息控除の割合の変更が行われ得る時点の間隔についても、法定利率に関する利率の変動制で想定されるものよりも長くするという考え方があり得る。

- 以上のような法定利率と異なるルールは、いずれも、中間利息控除の割合が将来における運用利益の予測という困難な要請に基づくものであり、短い期間で変動させることに本来的になじまない性格のものであると考えられることに基づく。
- 3 中間利息控除のために現行の年5パーセントの固定利率と異なる割合を新たに法定するという考え方に対しては、部会において、現行の控除割合を前提に精緻に構築された損害賠償実務や損害保険実務への影響の大きさを懸念する指摘や、不法行為制度における賠償額算定の在り方を含めた損害賠償制度の在り方全体を検討しないで中間利息控除の在り方のみを検討するのは相当でないとの意見があった。

中間利息控除の割合を変更することによる実務への影響については、十分な配慮を要するところであり、必要に応じて何らかの激変緩和措置により対処することも含めて、慎重に検討すべきであると思われる。例えば、上記2で紹介した基準割引率及び基準貸付利率や国債の利回りの過去数十年分の平均を中間利息控除の割合とする方法は、一種の激変緩和措置と見ることもできる。確かに、過去一定期間の平均を控除割合とするという算定方法それ自体には理論的裏付けが乏しいものの、過去には公定歩合が5パーセントを上回ることも珍しくなかったことから、この方法によれば制度変更により控除割合が急激に変化することを避けつつ、低金利が継続すれば緩やかに控除割合が低下して市場の実勢に近づくと考えることができる。

- 4 中間利息控除の割合の見直しをする場合には、将来債権の現在価額への換算につき法定利率によることを規定する民事執行法等の規定（同法第88条第2項等）の在り方にも留意する必要がある。

### (3) 利息の定義

利息の定義規定については、設けないこととしてはどうか。

○中間的な論点整理第1, 5(2) [4頁(16頁)]

利息の定義を明文化するという考え方に関しては、法定利率が用いられる場面の特性に応じて個別に適切な利率を定めることを検討すべきであるという立場（前記(1)参照）から、法定利率が適用されるべき「利息」の意味・内容を明らかにすべ

きであるという意見があった。そこで、利息の定義規定を設けることの当否について、法定利率の在り方に関する各論点（前記(1)から(3)まで）との関連性や民法上利息が多義的に用いられている点に留意しつつ、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 6（関連論点）3 [11頁]】

（補足説明）

利息の定義を設けるべきであるとの考え方は、民法で用いられている基本的な概念でありながら、多義的に用いられており、その意義を明確にすべきであるとの問題意識に基づく。もっとも、利息という用語の定義の具体的な立法提案は見当たらず、異論のない簡潔な定義を用意することは必ずしも容易ではない。また、法定利率の適用場面を具体的に区別して論ずるべきであるという指摘については、前記(1)（利率の見直しと変動制の導入の要否）における（補足説明）1(2)で簡単に触れたとおり、利息の定義の問題としてではなく、法定利率の在り方の検討の中で考慮すべきである。また、元本の交付と利息発生との関係等の問題については、消費貸借に関する論点の一つとして別途検討することが予定されている（中間的な論点整理第44, 2参照）。

以上の理由から、本文では、利息の定義規定については、これを設けないことを提案している。

## 6 選択債権

ア 選択債権については、第三者による選択の意思表示は、債権者及び債務者の承諾がなければ撤回することができない旨の規定を設けるとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

イ 選択の遡及効を制限する民法第411条ただし書については、削除するとの考え方があり得るが、どのように考えるか。

○中間的な論点整理第1, 6 [4頁（16頁）]

選択債権に関しては、現行法に第三者の選択の意思表示の撤回に関する規定がないことから、第三者による選択の意思表示は、債権者及び債務者の承諾を得なければ撤回することができない旨の規定を設けることの当否について、更に検討してはどうか。また、選択の遡及効の制限を定める民法第411条ただし書は、適用される場面がなく、削除すべきであるという考え方の当否についても、更に検討してはどうか。

【部会資料19-2第1, 7 [14頁]】

： 《参照・現行条文》  
： （選択債権における選択権の帰属）  
： 民法第406条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、そ  
： の選択権は、債務者に属する。

(選択権の行使)

第407条 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

(選択権の移転)

第408条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

(第三者の選択権)

第409条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。

2 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。

(不能による選択債権の特定)

第410条 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

2 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。

(選択の効力)

第411条 選択は、債権の発生の際にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

(補足説明)

1 選択債権については、第三者が選択の意思表示をした場合にその撤回を制限する旨の規定がない。本文アの考え方は、第三者が選択権を行使した場合に、債権者及び債務者の信頼を保護するため、選択権行使の撤回につき債権者及び債務者の同意を要するものとする旨の規律を設けるとするもので、通説とされる考え方を明文化することを提案するものである。

2 民法第411条ただし書については、選択債権の目的物が第三者に譲渡された後に、当該不動産が選択債権の目的として選択されたような事例において、選択の遡及効（同条本文）により害される第三者を保護するための規定とされている。しかし、このような第三者との関係では、対抗要件具備（不動産であれば登記、動産であれば引渡し等）の先後で優先劣後が決まるから、結局本規定は無用であるとの考え方がある。この考え方等を踏まえて、同条ただし書の規定を削除することを提案するのが、本文イである。

もっとも、物権変動理論において、二重譲渡の譲受人が双方とも対抗要件を具備していない場合には、譲渡の先後で優先劣後をつけるべきであるとの学説もある。この説を前提とするならば、民法第411条ただし書は物権変動理論の一般原則に対する特則としての意義を有するとの見方も可能であるが、この説に対しては、不動産の第一譲受人が未登記の場合に、同じく未登記の第二譲受人に所有権を対抗で

きないとした判例（大判昭和9年5月1日民集13巻734頁）の考え方とは整合しないとの指摘がある。

〔国際物品売買契約に関する国際連合条約〕

第65条

- (1) 買主が契約に従い物品の形状、寸法その他の特徴を指定すべき場合において、合意した期日に又は売主から要求を受けた時から合理的な期間内に買主がその指定を行わないときは、売主は、自己が有する他の権利の行使を妨げられることなく、自己の知ることができた買主の必要に応じて、自らその指定を行うことができる。
- (2) 売主は、自ら(1)に規定する指定を行う場合には、買主に対してその詳細を知らせ、かつ、買主がそれと異なる指定を行うことができる合理的な期間を定めなければならない。買主がその通信を受けた後、その定められた期間内に異なる指定を行わない場合には、売主の行った指定は、拘束力を有する。

〔ドイツ〕

民法第243条（種類債務）

- (1) 種類のみで定まる物の債務を負う者は、中等の種類及び品質の物を給付しなければならない。
- (2) 債務者がその物の給付をなすのに自らの側で必要な行為をなしたときは、債務関係はこの物に限定される。

民法第246条（法定利率）

債務が法律もしくは法律行為に基づいて利息を付されるべき場合には、別の定めがない限り、年4%が支払われるべきである。

民法第247条（基礎利率）

- (1) 基礎利率は3.62%とする。これは、毎年1月1日と7月1日に、直前の基礎利率変更以降の関係額の増加もしくは減少のパーセンテージ分、変更される。関係額とは、当該半年の最初の暦日の直前の欧州中央銀行の主要借換え操作の利率である。
- (2) ドイツ連邦銀行は、現行の基礎利率を前項第2文の日の後遅滞なく連邦公報で告知する。

民法第288条（遅延利息）

- (1) 金銭債務は、遅滞の間、利息を付されるべきである。遅延利息は、基礎利率に年5%を上乗せした額とする。
- (2) 消費者が当事者となっていない法律行為においては、対価請求権についての利息は、基礎利率に8%を上乗せした額とする。
- (3) 債権者は、異なる法律上の原因に基づいて、より高い利率を請求することができる。
- (4) 追加的損害の主張は、排除されていない。

商法第352条（法定利率）

- (1) 法定利息の額は、遅延利息の場合を除いて、双方的商行為においては年5%とする。そのような商行為から債務が利率を定めることなく利息を定めている場合

にも同様とする。

- (2) 本法典において利息支払義務がその額の定めなく規定されている場合には、その義務に基づく利息は年5%と理解されるべきである。

## 〔フランス〕

### 民法1585条 [売買の章の規定]

商品が一括の売買ではなく、重量、個数又は尺度をもってなされたときは、その計量、計数、測定があるまでは売却された物は売主がリスクを負うという意味において、売買はなお不完全である。ただし、買主は、その引渡しを請求することも、約務（債務負担の約束）の不履行の場合に、必要があれば、損害賠償を請求することもできる。

### 民法1907条

- (1) 利息は、法定または約定による。法定利息は、法律によって定められる。約定利息は、法律がそれを禁止しないすべての場合について、法定の利息を超えることができる。
- (2) 約定利息の率は、書面で定めなければならない。

### 民法1153条

- (1) 一定の金額の支払いに限られる債務においては、履行の遅滞から生じる損害賠償は、法定利率による利息の支払命令にのみ存する。ただし、商事および保証に固有の規定を妨げない。
- (2)～(4) (略)

### 通貨金融法典L. 313-2条

- (1) 法定利息の率は、すべての範囲において、暦年の期間について政令によって定められる。
- (2) その率は、当該暦年につき、直近12カ月における各月の13週物固定利率財務省証券のオークションでの数率的利率の平均値の算術平均に一致する。

### 通貨金融法典L. 313-3条

- (1) 裁判所の決定に基づく金銭の支払命令の場合において、裁判所の決定が強行可能となった日から2か月が経過したときは、法定利息の率については5パーセントが上乘せされる。
- (2) ただし、債務者または債権者の求めにより、債務者の状況を考慮して、履行を命じる判決は、その上乘せから債務者を免れさせまたはその額を減じることができる。

### 商法L. 441-6条第8項

決済条件書は、適用条件について、および、負債がその日付以降に支払われた場合に備えて計算書に記載された決済の日付に従った日から請求できる遅延損害金の利率について、必ず明示しなければならない。法定利息の率の3倍未満の〔遅延損害金の〕利率を定めることができるとする特別の規定がある場合を除いて、その利率は、欧州中央銀行によって直近の借換え操作に適用された利率に10パ

一セントを加算した利率に一致する。遅延損害金は、通告を要することなく、要求することができる。

### 〔イタリア〕

#### 民法第1284条（利率）

- (1) 法定利息は、年〔1パーセント\*〕の利率において定められる。国庫省は、利率に関して前年の12月15日までにイタリア共和国官報によって公示される省令によって、12か月以内における継続的な国家の総生産高の年平均およびその年において記録されたインフレーション率に基づいて、毎年その基準を修正することができる。12月15日までに新たな利率の基準が定められないときは、翌年については利率は変更されずに継続する。
- (2) 当事者がその基準を定めなかったときは、約定の利息は同一の利率において計算される。
- (3) 法定の基準を超える利息は、書面によって定められなければならない。それに従わないときは、利息は、法定の基準において負担される。  
\*2009年12月4日の省令により、2010年1月以降の法定利率は1パーセントと定められている。

### 〔ヨーロッパ契約法原則〕

#### 9：508条 金銭支払いの遅延

- (1) 金銭の支払が遅延したとき、被害当事者は、その額に対する弁済期から支払済みまでの利息を請求する権利を有する。この場合の利率は、支払地において契約上の支払通貨に適用される普通銀行の短期貸出最優遇金利の平均利率とする。
- (2) 被害当事者は、その他の損害があるときは、本節に基づき賠償が可能なかぎり、前項の損害に加えて、その賠償を請求することができる。

### 〔アメリカ統一商事法典〕

#### 2-501条 「第5節 履行」の冒頭規定

（物品における被保険利益：物品の特定方法）

- (1) 買主は、現存する物品を、契約で言及するところの物品として特定することによって、その物についての制限的財産権及び被保険利益を取得する。この場合において、その特定された物品が契約に適合せず、彼がその物を返還し又は拒絶するという選択権を持つことを妨げない。このような特定は、いつでも、どのような方法によっても、当事者が明示的に合意することであることができる。明示的な合意がないときは、特定は以下の場合になされる。
  - (a) すでに存在し特定されている物品の売買の場合は、契約が結ばれた時、
  - (b) 契約が(c)号で規定する以外の将来の物品の売買の場合は、出荷され、印を付けられ、又はその他の方法で、契約が言及する物品として売主によって指定された時、

- (c) 契約が契約後 12 ヶ月以内に生まれるはずのまだ生まれていない子の売買又は 12 ヶ月若しくは契約後の次の通常の収穫期のいずれか遅い方までに収穫されるべき作物の売買であるときは、作物が植えられ若しくはその他成育中の作物になった時又は子が懐胎された時。
- (2) 売主は、その物品に対する権原又は何らかの担保権が自らに帰属する限り、物品についての被保険利益を保持し、特定が売主にのみによるときは、彼は、不履行若しくは債務超過に陥るか、又は買主に対して特定が最終的なものであることを通知するまでは、他の物品をもって特定した物品と代えることができる。
- (3) 本条は他の法律や法準則のもとで認められたいかなる被保険利益も害しない。

#### 〔ユニドロワ国際商事契約原則〕

##### 第 7.4.9 条（金銭の不払いに対する利息）

- (1) 債務者が弁済期に金銭の支払をしないときは、その不払いが免責されるか否かを問わず、債権者は、弁済期から支払済みまでの、その額に対する利息を請求する権利を有する。
- (2) 利率は、支払地において支払通貨に対して広く適用される、銀行による最優遇短期貸出の平均的利率とし、そのような利率がその地に存在しないときは、支払通貨の発行国における同様の利率とする。いずれの地にもそのような利率が存在しないときは、利率は支払通貨の発行国の法により定められた適切な利率によるものとする。

#### 〔共通欧州売買法に関する欧州議会および理事会規則へ向けた提案〕

##### 第 141 条 契約の対象となる物品またはデジタルコンテンツの特定

物品またはデジタルコンテンツが、当初の合意、買主への通知、またはその他の方法により、契約において供給されるべき物品またはデジタルコンテンツとして明確に特定されるまで、危険は買主に移転しない。

〔利率推移一覧表〕

基礎利率（ドイツ）の推移

年月	基礎利率
2002年1月	2.57%
2002年7月	2.47%
2003年1月	1.97%
2003年7月	1.22%
2004年1月	1.14%
2004年7月	1.13%
2005年1月	1.21%
2005年7月	1.17%
2006年1月	1.37%
2006年7月	1.95%
2007年1月	2.70%
2007年7月	3.19%
2008年1月	3.32%
2008年7月	3.19%
2009年1月	1.62%
2009年7月	0.12%
2010年1月	0.12%
2010年7月	0.12%
2011年1月	0.12%
2011年7月	0.37%

法定利率（フランス）の推移

年	法定利率
1990年	9.36%
1991年	10.26%
1992年	9.69%
1993年	10.40%
1994年	8.40%
1995年	5.82%
1996年	6.65%
1997年	3.87%
1998年	3.36%
1999年	3.47%
2000年	2.74%
2001年	4.26%
2002年	4.26%
2003年	3.29%
2004年	2.27%
2005年	2.05%
2006年	2.11%
2007年	2.95%
2008年	3.99%
2009年	3.79%
2010年	0.65%
2011年	0.38%